

第5期岐阜県地域福祉支援計画 (素案)

(令和5年12月)

岐阜県

目次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画の性格	1
2. 他の計画との関係	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の構成	2
第2章 地域福祉をとりまく状況	4
1. 福祉をとりまく状況の変化	4
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	4
(2) 世帯構造の変化・単身世帯の増加	6
(3) 支援を必要とする方の増加	7
(4) 生活課題の複合化・複雑化	11
(5) 福祉分野の専門人材や地域での福祉活動の担い手不足	13
(6) 孤独・孤立問題の顕在化	15
2. 地域福祉に関わる制度の動向	17
(1) 地域福祉推進の目的の明確化	17
(2) 「重層的支援体制整備事業」の創設	18
(3) 包括的な支援体制の整備に係る県の責務の明文化	19
(4) 「孤独・孤立対策推進法」の制定	20
第3章 計画の基本理念と施策体系	21
1. 基本理念	21
2. 施策体系	22
第4章 施策の展開	23
1. 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備	23
(1) 各福祉分野における重点施策の推進	23
(2) 孤独・孤立対策の推進	23
(3) 生活困窮からの脱却支援	25
(4) 権利擁護の推進	25
(5) ケアラーへの支援	27
(6) 様々な課題を抱える方への横断的支援	28
2. 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援	30
(1) 包括的な支援体制整備への支援	30
(2) 市町村の地域福祉推進の取組への助言・情報提供	31
(3) 市町村間のネットワークづくり	31

3.住民主体の地域づくりに向けた環境整備	33
(1) 地域における活動の担い手確保	33
(2) 支え合い活動の周知啓発・横展開	33
(3) 地域における活動への支援	34
4.誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進	36
(1) 公共的施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	36
(2) ぎふ清流おもいやり駐車場制度等の推進	36
(3) 買い物や移動に課題を抱える方への支援	37
5.福祉人材の確保・育成	38
(1) 人材の確保・資質向上	38
(2) 離職の防止・定着支援	39
(3) 福祉教育・福祉の仕事の魅力発信	40
(4) 福祉現場の業務効率化	41
6.質の高い福祉サービスの提供促進	43
(1) 福祉サービスの質の確保・向上	43
(2) サービス情報の収集・公表	44
第5章 計画の推進	46
1. 多様な主体との連携	46
2. 取組を進める圏域の考え方	46
3. 計画の評価・検証、見直し	46
参考資料	48
1. 第4期計画における数値目標の進捗状況	48
2. 地域での支え合いに関する県政モニターアンケート結果	49

第Ⅰ章 計画の趣旨

I. 計画の性格

本計画は、社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものであり、「市町村地域福祉計画」の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉推進への支援について一体的に定めるものです。

平成31年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」(第4期計画)は、令和6年3月末にその計画期間が満了するため、これまでの取組の進捗状況を整理のうえ、地域福祉をとりまく状況の変化を踏まえて第5期計画を策定します。

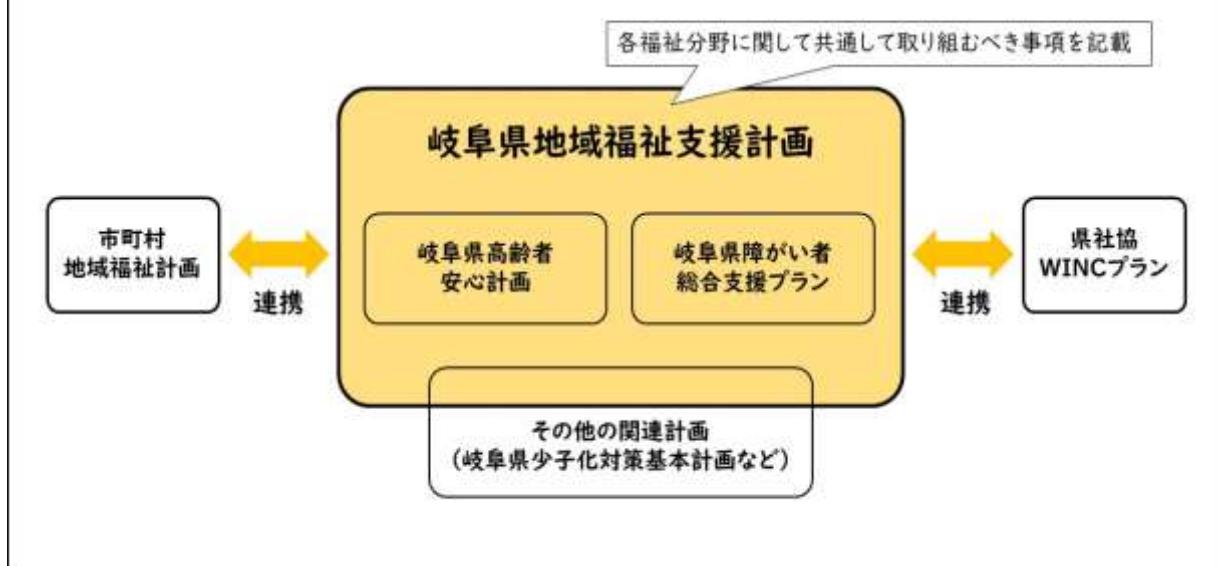
2. 他の計画との関係

本計画は、福祉分野の施策の効果的な推進のため、各福祉分野に関して共通して取り組むべき事項を記載するものです。

本計画については、各福祉分野の個別計画である「岐阜県高齢者安心計画」及び「岐阜県障がい者総合支援プラン」と一体で策定するほか、本計画で定めるべき事項が、他の関連計画に記載されている場合には、関連計画の内容をもって、本計画の一部とみなすこととします。

また、地域福祉推進の中核的団体である県社会福祉協議会が、その役割や事業の推進方策を明確にした「WINC プラン」とも連動性を持ちながら、本県の地域福祉に関する施策を推進していきます。

本計画の位置づけ



【主な関連計画】

- ・岐阜県少子化対策基本計画 ・医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画
- ・岐阜県健康増進計画 ・岐阜県保健医療計画
- ・岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 ・岐阜県自殺総合対策行動計画
- ・岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画 ・岐阜県子どもの貧困アクションプラン
- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画
- ・岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画 ・岐阜県再犯防止推進計画
- ・ぎふ農福連携アクションプラン

3. 計画の期間

一体として策定する福祉分野の各計画との連動性を考慮し、計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間とします。

4. 計画の構成

計画の趣旨について明らかにした本章に続き、第2章では、本県の地域福祉をとりまく状況や関連する制度の動向を整理しています。

第3章では、計画の基本理念を設定するとともに、理念の実現に向けて6つの基本施策を掲げ、第4章では、各基本施策について、現状と課題を分析したうえで、県としての今後の取組方針を設定しています。

第5章では、本計画の推進体制について記載しています。

なお、計画の内容は、社会福祉法第108条と計画策定ガイドライン（令和3年3月31日厚生労働省通知「『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について』の改正について」）において、「都道府県地域福祉支援計画」に盛り込むべきとされた事項と整合するものとなっています。

■社会福祉法

※下線部は、令和3年施行の改正法による改正部分

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

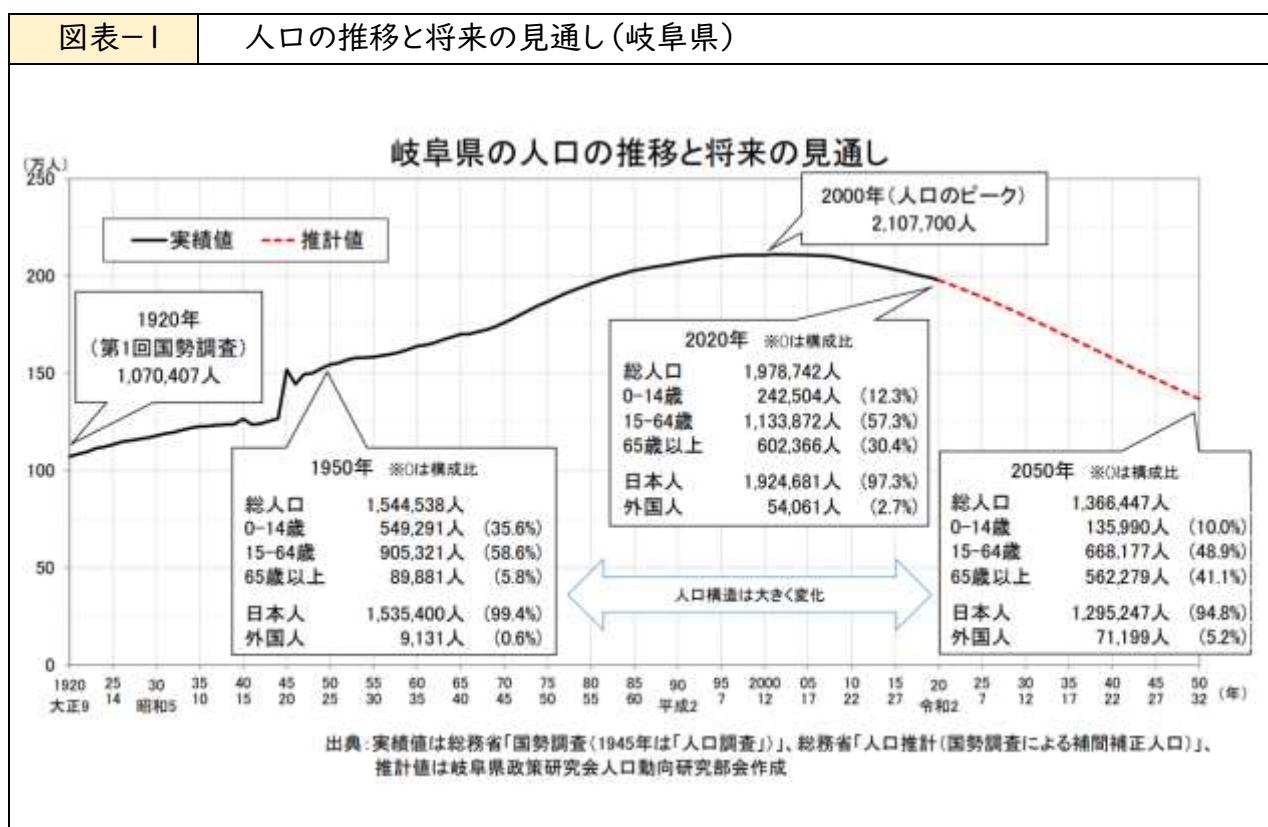
第2章 地域福祉をとりまく状況

I. 福祉をとりまく状況の変化

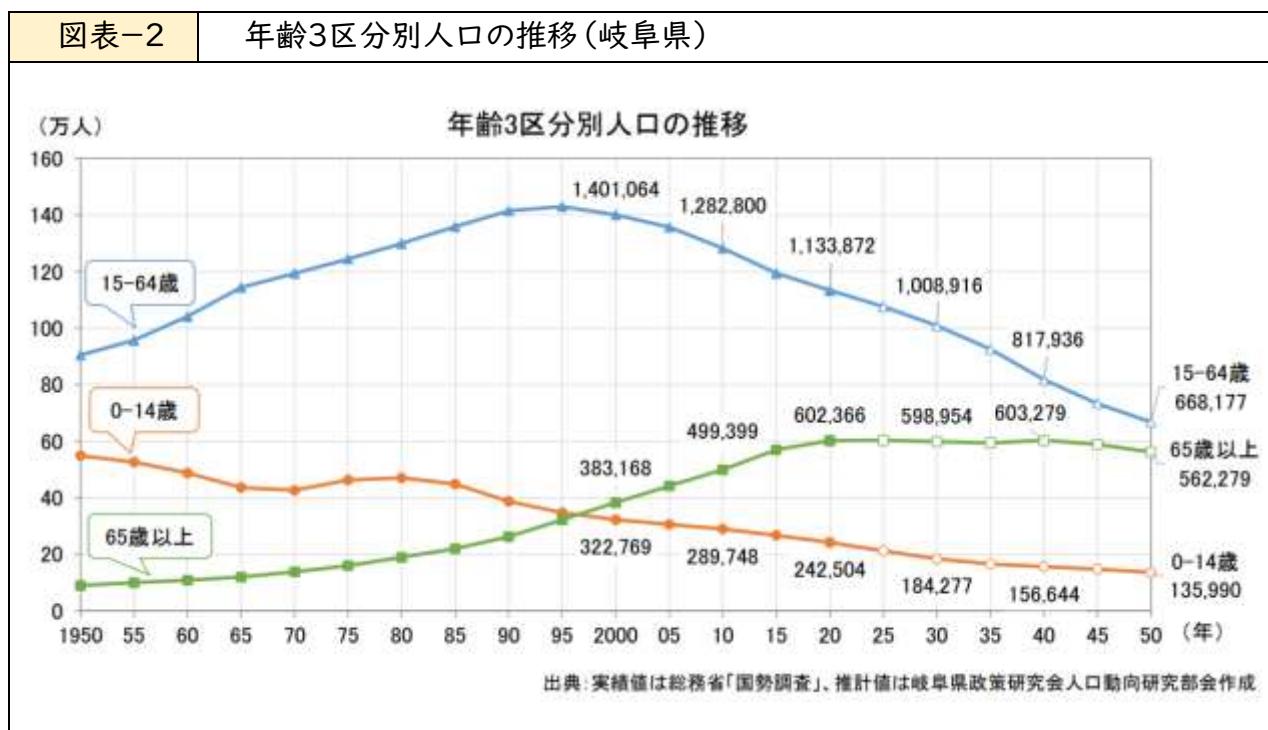
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本県の人口は、平成12(2000)年の約211万人をピークに減少を続け、令和2(2020)年の国勢調査では約198万人となっており、現在の人口動態が継続すると仮定すると、令和32(2050)年には、約137万人まで減少すると推計されています。

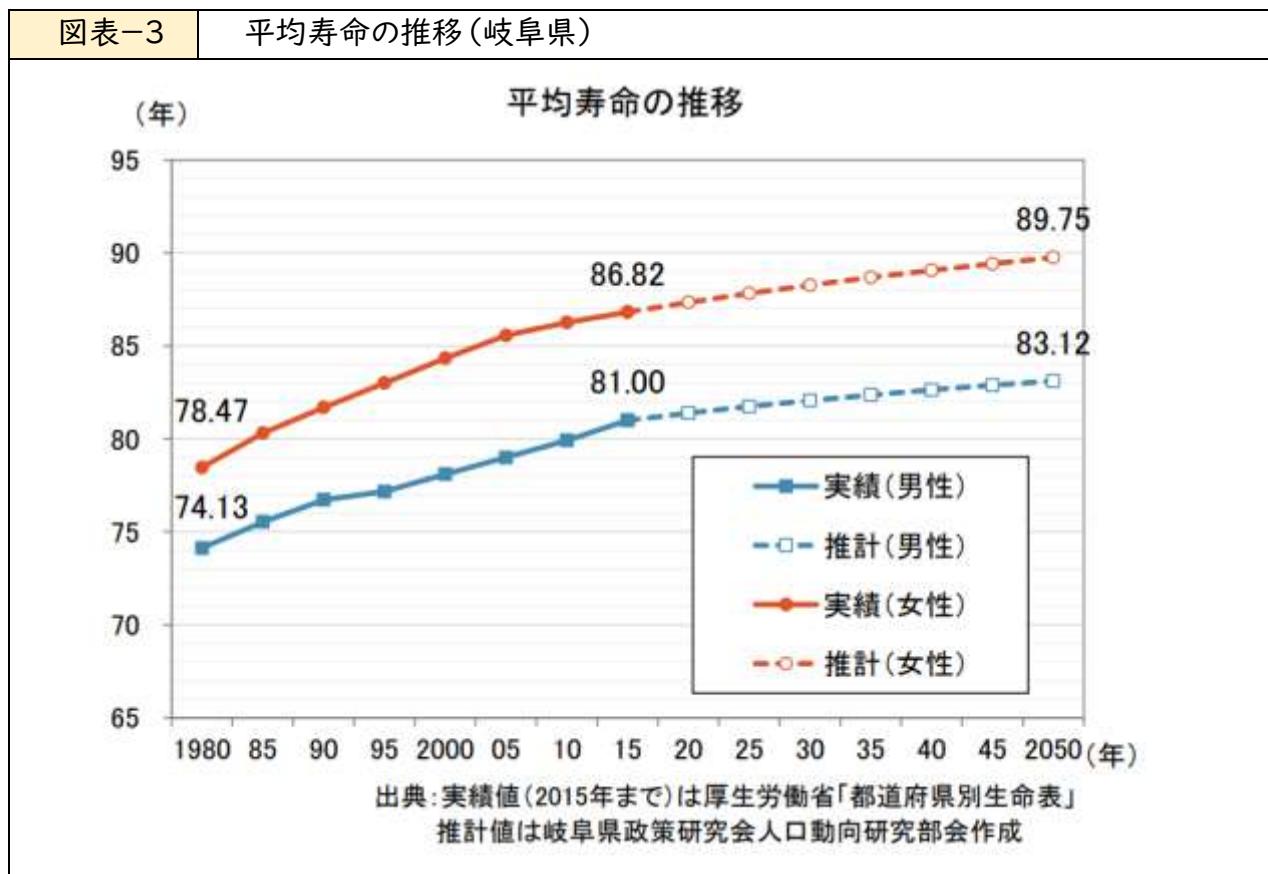
また、令和32(2050)年に向けて、64歳以下の人口が大きく減少していく一方で、65歳以上の人口は横ばいで推移し、全人口に占める65歳以上の割合は、約4割まで上昇すると見込まれています。



【出典】岐阜県政策研究会人口動向研究部会(2020年国勢調査結果をもとに推計)



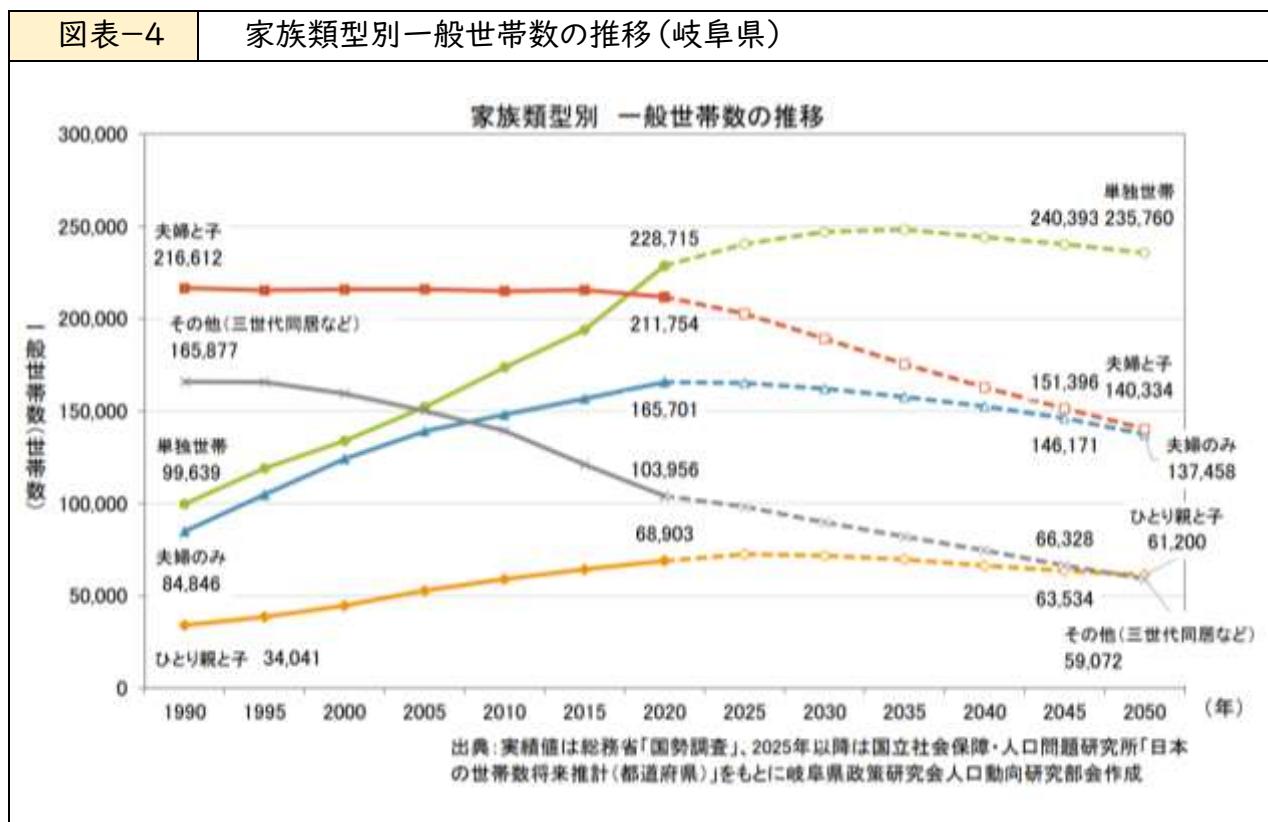
【出典】岐阜県政策研究会人口動向研究部会(2020年国勢調査結果をもとに推計)



【出典】岐阜県人口ビジョン(2023年3月改訂版)

(2) 世帯構造の変化・単身世帯の増加

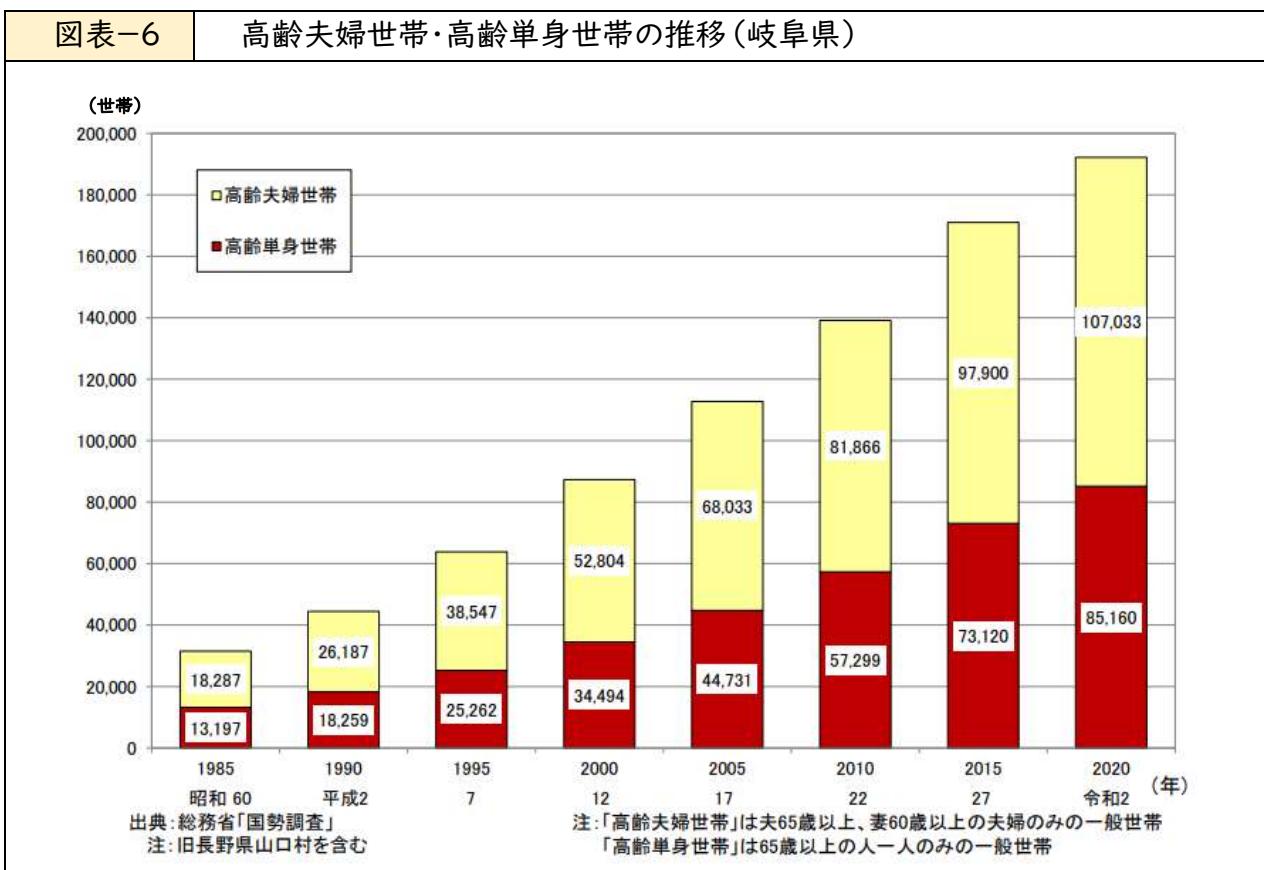
1990年以降の家族類型別世帯構成の変化を見ると、夫婦と子で構成する世帯やその他(三世代同居など)の世帯数が減少する一方、単独世帯が大幅に増加しており、単独世帯の中でも65歳以上の高齢単独世帯の割合が急増しています。



【出典】岐阜県人口ビジョン(2023年3月改訂版)



【出典】岐阜県人口ビジョン(2023年3月改訂版)

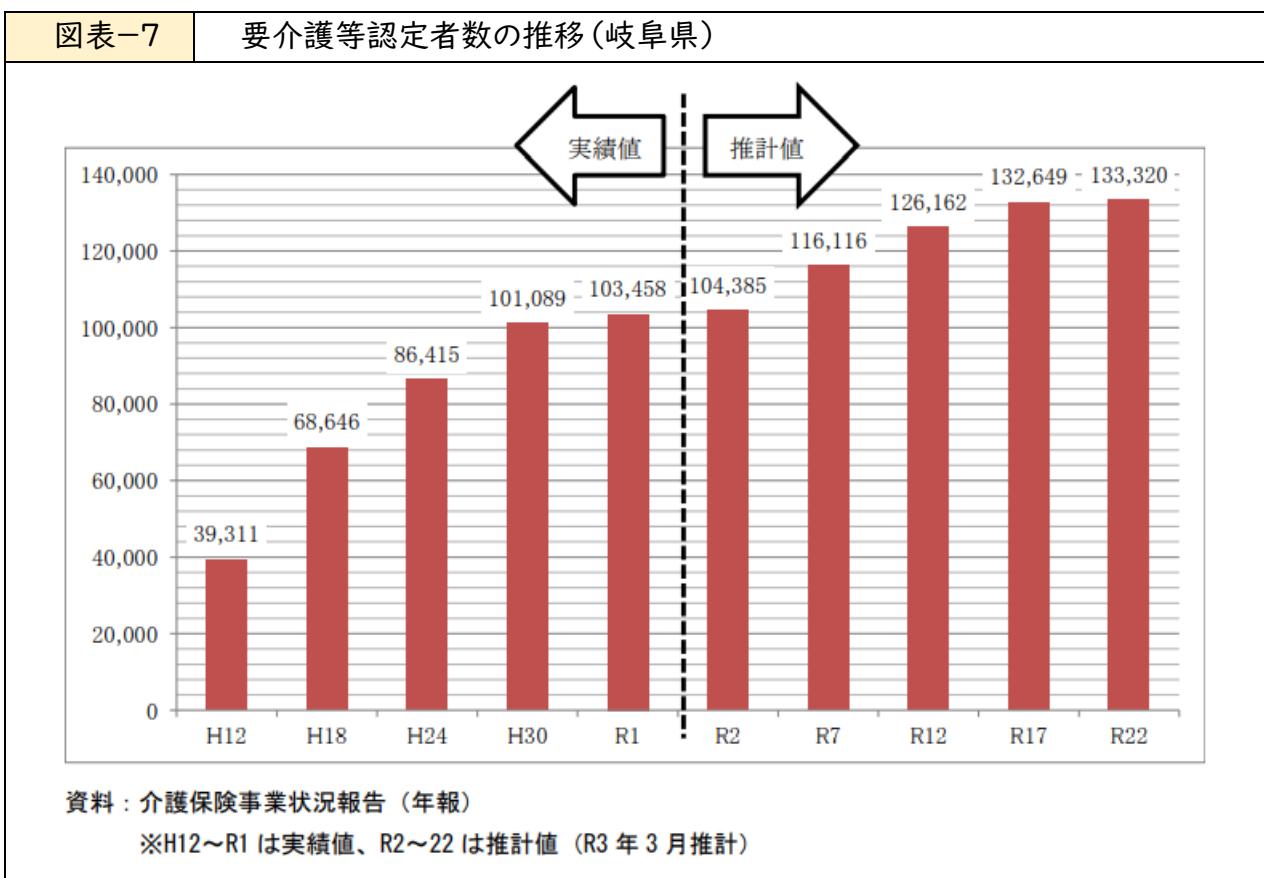


(3) 支援を必要とする方の増加

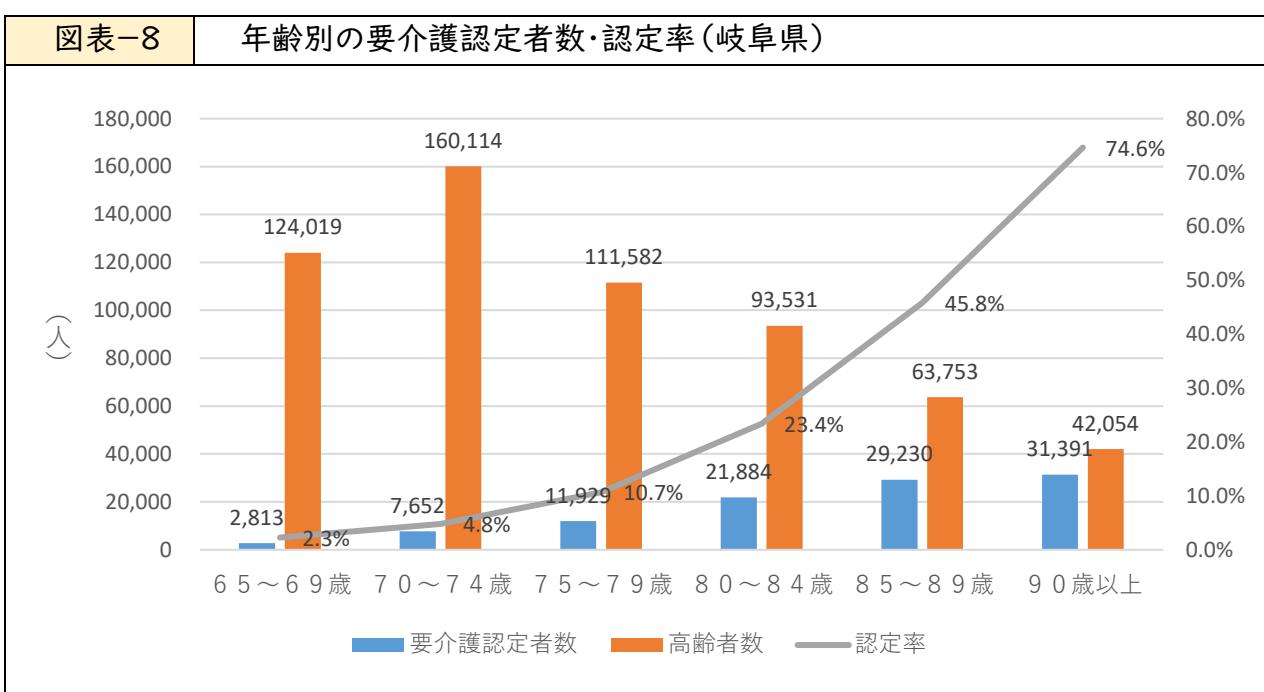
高齢化の進行に伴い、令和7(2025)年には、団塊の世代が後期高齢者になるなど、介護や支援を要する高齢者の数は増加を続け、令和2(2020)年度の約10万5千人から、令和22(2040)年度には約13万3千人に及ぶと推計されています。

また、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあります。

さらに、世帯構造や近所付き合いの変化を背景として、子育て世帯が孤立することによる負担感が増大しており、支援を必要とする子育て世帯も増加しています。



【出典】第8期岐阜県高齢者安心計画(県高齢福祉課)



図表-9

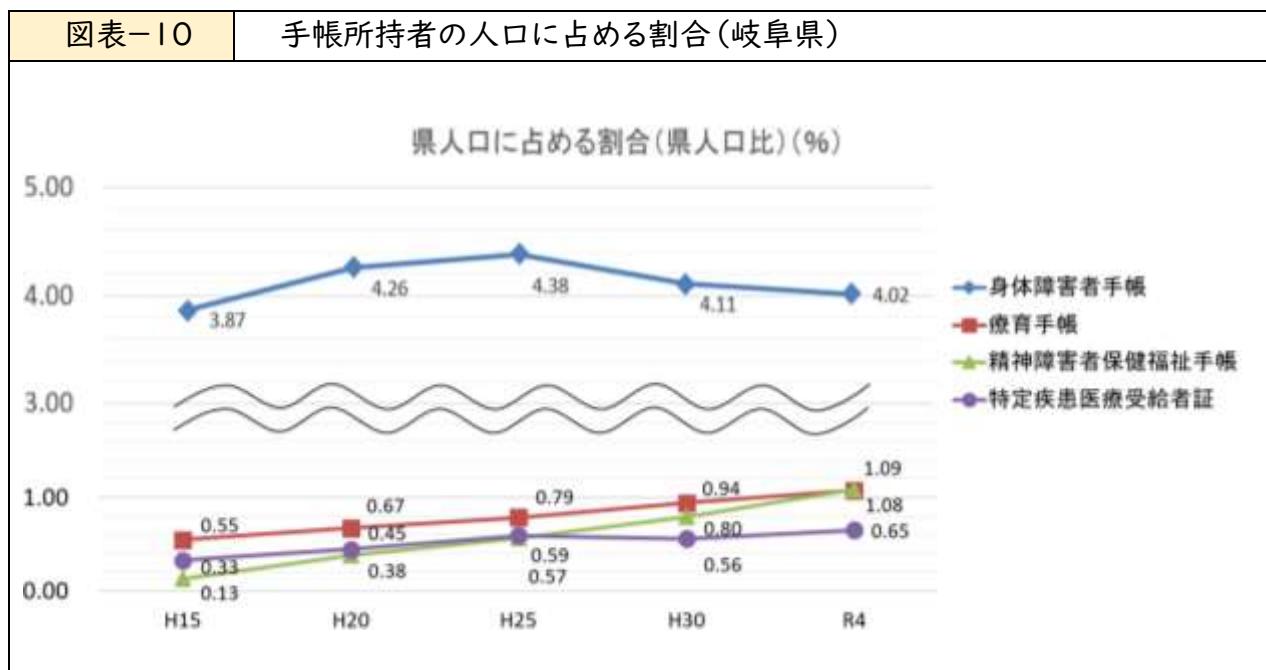
障害者手帳所持者数の推移(岐阜県)



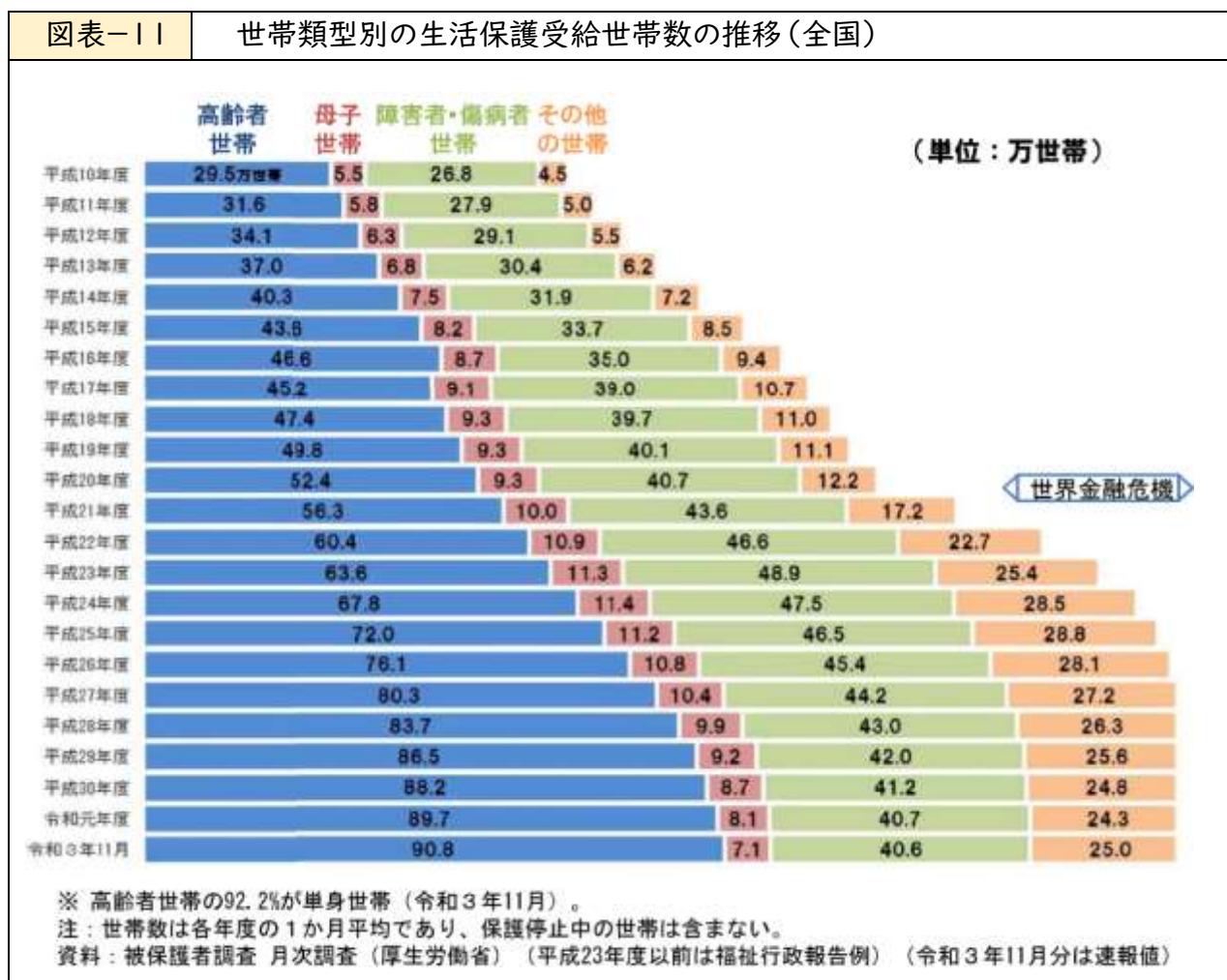
【出典】第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(県障害福祉課)

図表-10

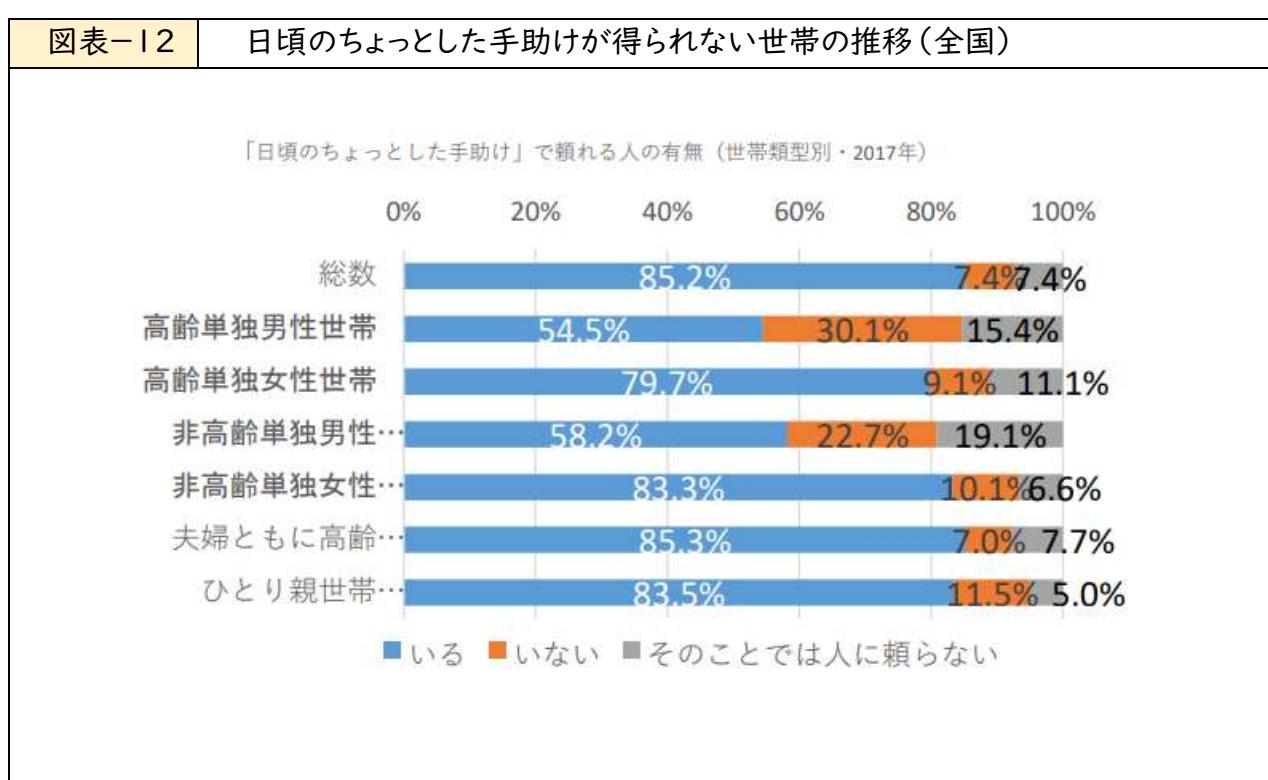
手帳所持者の人口に占める割合(岐阜県)



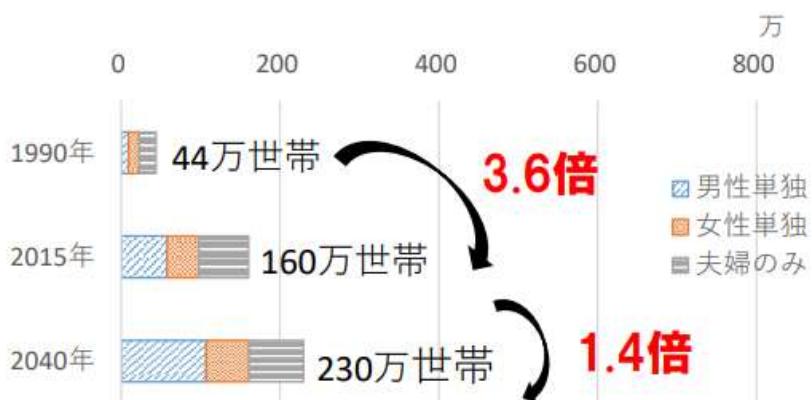
【出典】第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(県障害福祉課)



【出典】生活保護制度の現状について(厚生労働省社会保障審議会
生活困窮者自立支援及び生活保護部会 R4.6.3)



日頃のちょっとした手助けが得られず、
ときに生活支援等が必要と思われる世帯



【出典】令和2年度厚生労働白書（厚生労働省）

(4) 生活課題の複合化・複雑化

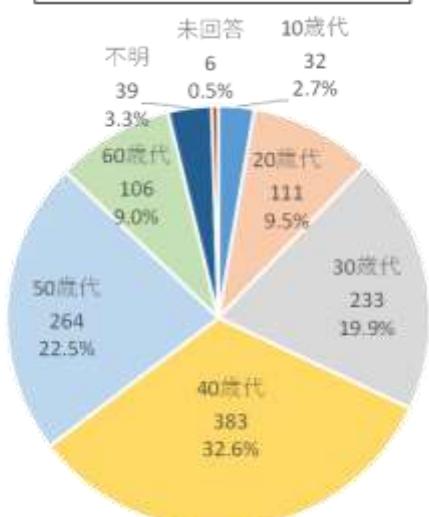
人口構造や社会環境の変化を背景に、ひきこもりの方とその親がともに高齢化する、いわゆる「8050問題」、介護と子育てを同時にを行う「ダブルケア」、子どもが家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、生活課題はより一層複合化・複雑化したものとなっており、既存の単一の制度や分野では対応が難しくなっています。

図表-13 ひきこもりの現状(岐阜県)

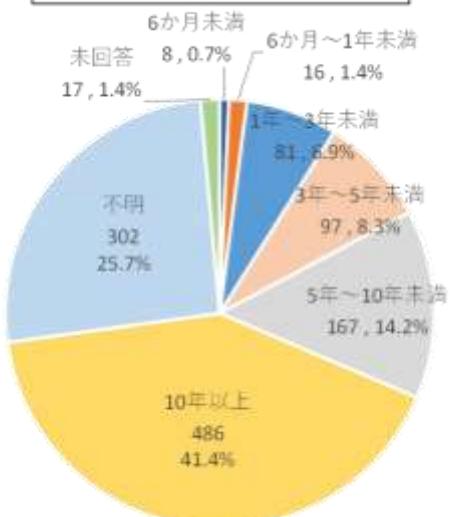
ひきこもりの現状

- 令和元年度に県が実施した「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」によると、民生委員等を通じて把握した県内のひきこもり状態にある方は、1,174人。
- ひきこもり状態の方のうち、性別では「男性」が約8割、年代別では「40歳代」が約3割、ひきこもりの期間別では「10年以上」が約4割を占めている。

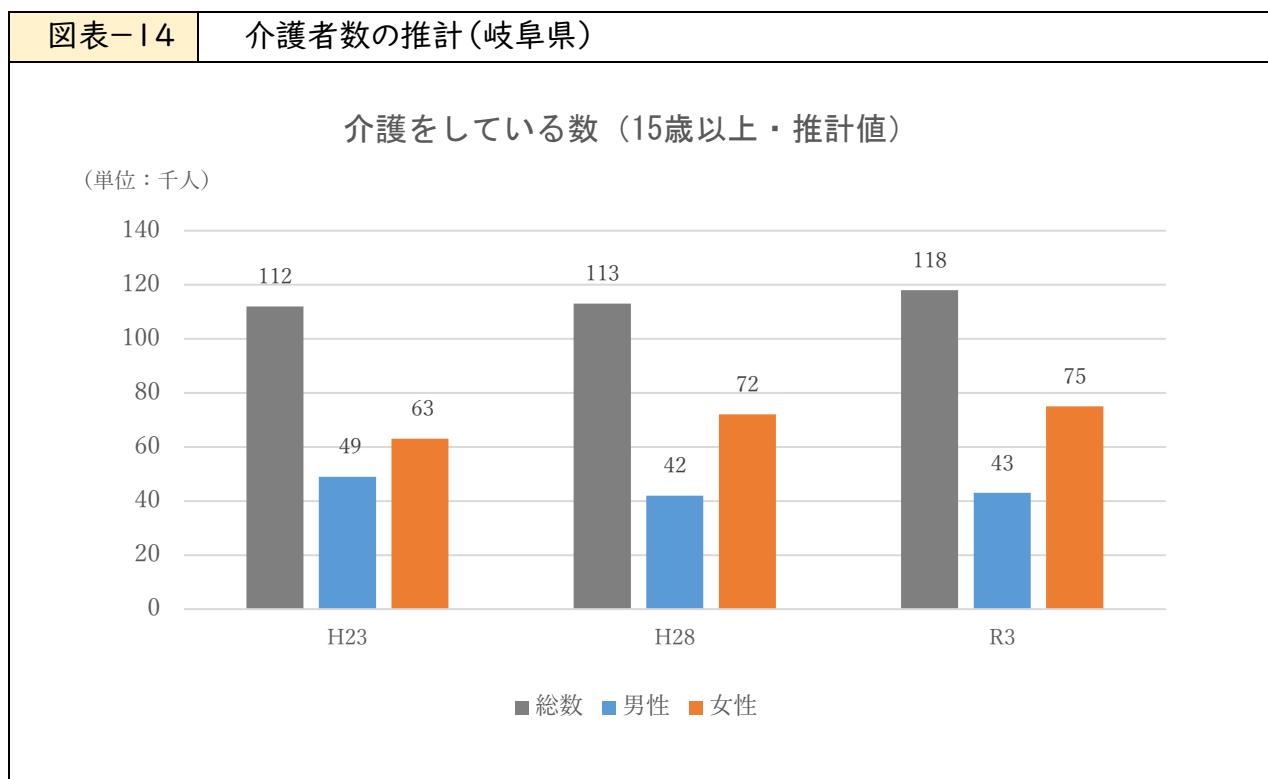
ひきこもり状態の方の年代



ひきこもり状態にある期間



【出典】「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査報告書(令和元年度)」(県保健医療課)



【出典】社会生活基本調査(総務省)

図表-15 ヤングケアラーに関する実態調査結果(岐阜県)

・「自分がヤングケアラー（※）にあてはまる」と回答した児童の割合 (%)

	小学生	中学生	高校生(全日)
岐阜県	—	1.7	1.6
国	—	1.8	2.3

・「世話をしている家族がいる」と回答した児童の割合 (%)

	小学生	中学生	高校生(全日)
岐阜県	15.8	5.4	3.8
国	6.5	5.7	4.1

・「世話を必要とする家族」について(岐阜県・複数回答) (%)

順位	小学生	中学生	高校生(全日)
1	きょうだい 55.9	きょうだい 39.8	きょうだい 26.2
2	母親 40.5	母親 24.1	母親 25.8
3	父親 29.3	父親 15.7	父親 17.5

(※)「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」

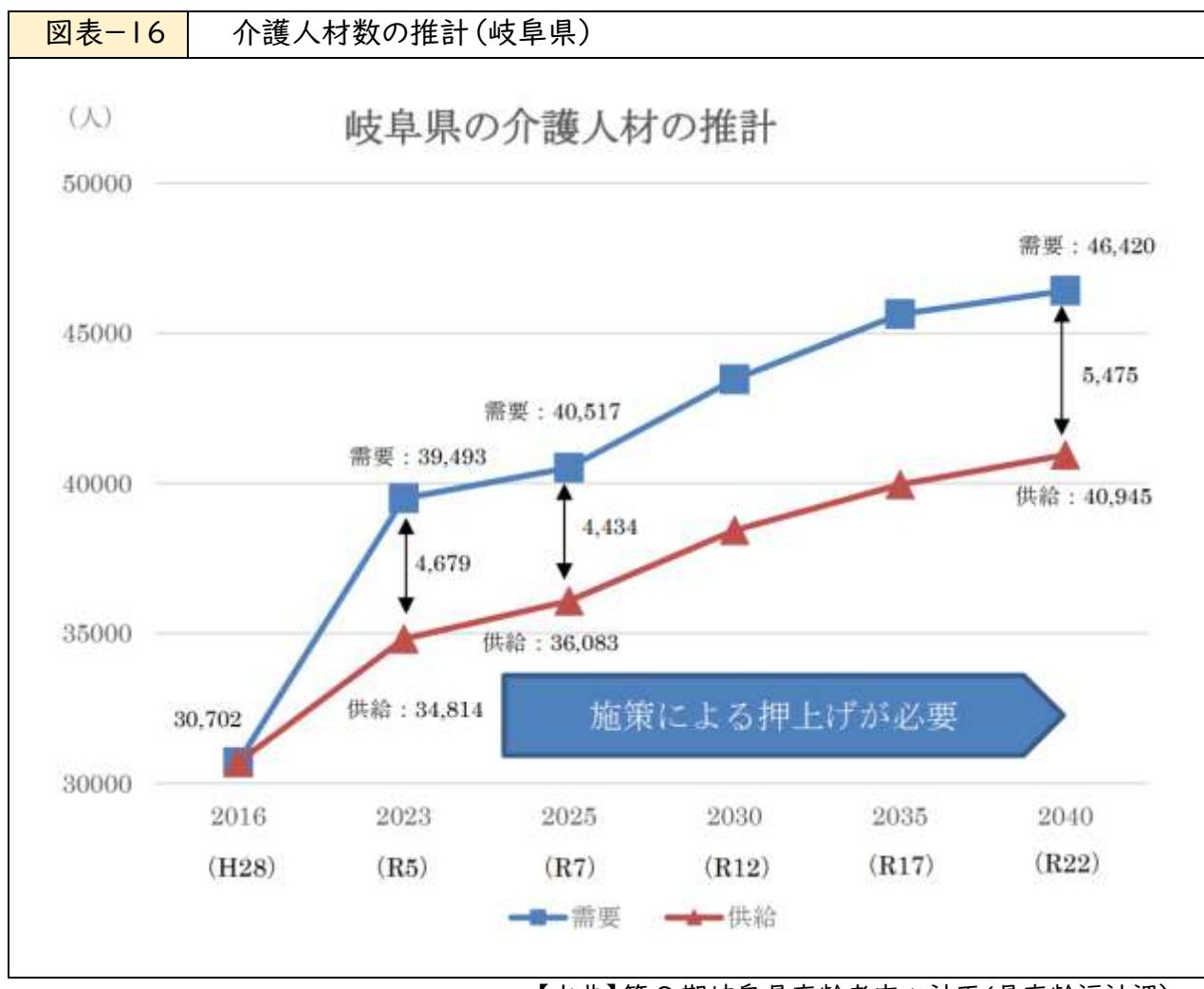
【出典】岐阜県ヤングケアラー実態調査(令和5年3月岐阜県)

ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和4年3月株式会社日本総合研究所)

(5) 福祉分野の専門人材や地域での福祉活動の担い手不足

人口減少や人口構造の変化により、日本全体の労働力は減少しており、様々な業種で人材不足が生じています。福祉分野においても、介護や保育の専門人材不足が課題となっており、本県では、令和22(2040)年度で約5,500人の介護人材が不足すると見込まれています。

また、地域における支え合い活動の担い手が固定化、高齢化しており、活動を継続するためには必要な人材の確保が難しくなっています。



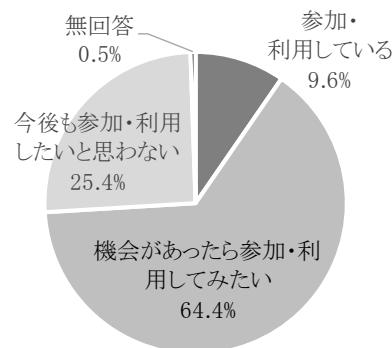
図表-17

地域での支え合い活動の状況(岐阜県)

問2 あなたは、地域支え合い活動に参加または利用していますか。

回答者 728 人

	人数	割合
参加・利用している	70	9.6%
今は参加・利用していないが 機会があったら参加・利用してみたい	469	64.4%
今は参加・利用しておらず 今後も参加・利用したいと思わない	185	25.4%
無回答	4	0.5%
計	728	100.0%

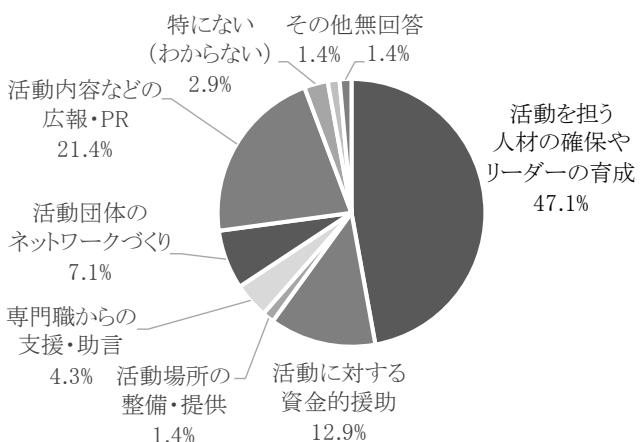


問3（問2で「参加・利用している」と答えた方）

あなたが、現在、参加または利用している地域支え合い活動が継続的に実施されていくためには
何が必要だと思いますか。

回答者 70 人

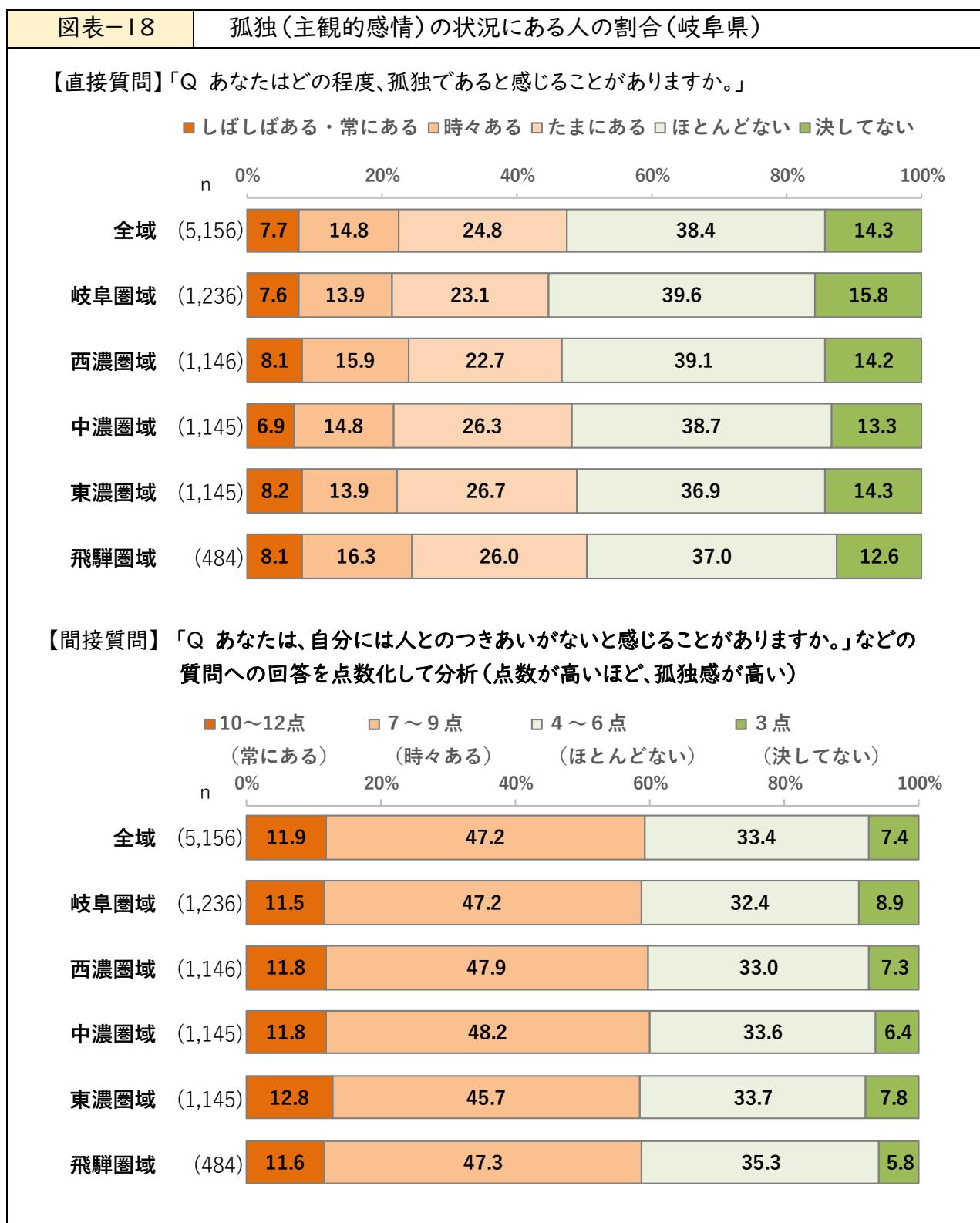
	人数	割合
活動を担う人材の確保やリーダーの育成	33	47.1%
活動に対する資金的援助	9	12.9%
活動場所の整備・提供	1	1.4%
社会福祉士、介護福祉士等 専門職からの支援・助言	3	4.3%
活動団体のネットワークづくり	5	7.1%
活動内容などの広報・PR	15	21.4%
特にない(わからない)	2	2.9%
その他	1	1.4%
無回答	1	1.4%
計	70	100.0%



【出典】地域での支え合い活動に関するアンケート調査結果(R5.8 県地域福祉課)

(6) 孤独・孤立問題の顕在化

インターネット社会の進展といった生活環境の変化や、人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化に伴って地域における人間関係が希薄化する中、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会から取り残される「孤独・孤立」が社会問題として顕在化しました。



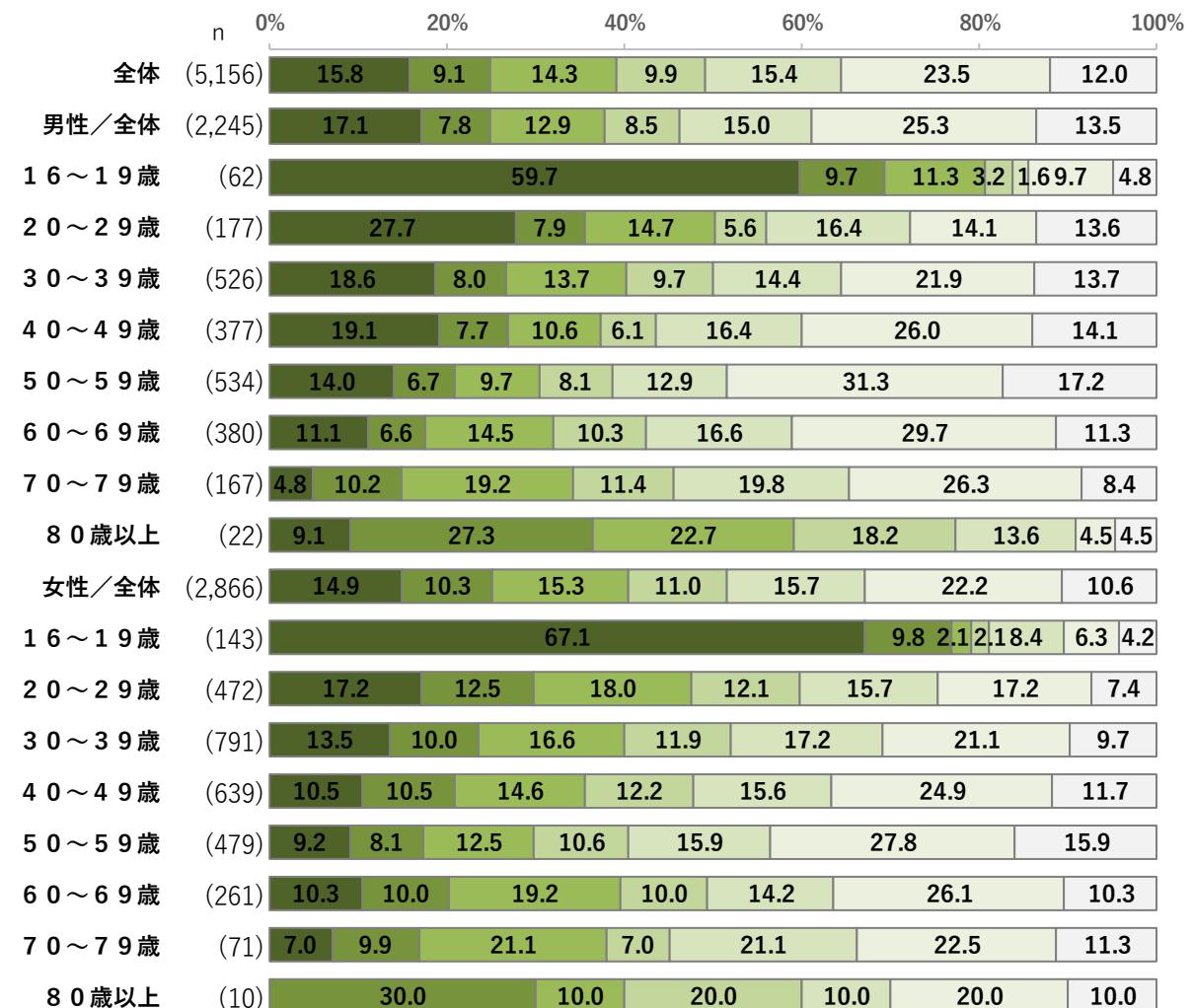
【出典】人々のつながりに関する基礎調査(令和4年)(岐阜県)

図表-19

孤立(客観的)の状態にある人の割合(岐阜県)

【家族等と話す回数】

■週4～5回以上 ■週2～3回程度 ■週1回程度 ■2週間に1回程度 ■月1回程度 □月1回未満 □全くない



【出典】人々のつながりに関する基礎調査(令和4年)(岐阜県)

2. 地域福祉に関する制度の動向

(1) 地域福祉推進の目的の明確化

「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」のことであり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）の策定以降、その実現に向けた取組が進められてきました。

令和3年施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行われなければならない旨が明文化されたところであります、誰もが役割を持って参加でき、相互に存在を認め合い、つながり合うことのできる地域社会の実現が、より一層求められています。

■社会福祉法

※下線部は、令和3年施行の改正法による改正部分

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

<地域共生社会のイメージ>



【出典】地域共生のポータルサイト(厚生労働省)

(2) 「重層的支援体制整備事業」の創設

令和3年施行の改正社会福祉法において、市町村において包括的な支援体制を整備するための手段の一つとして、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、地域住民の抱える複合化・複雑化した生活課題や支援ニーズに対応するため、高齢、障がい、子育て等の分野の壁を超えて、属性を問わない（断らない）相談支援、社会参加への支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に実施するものであり、希望する市町村が行う任意事業とされています。

■社会福祉法

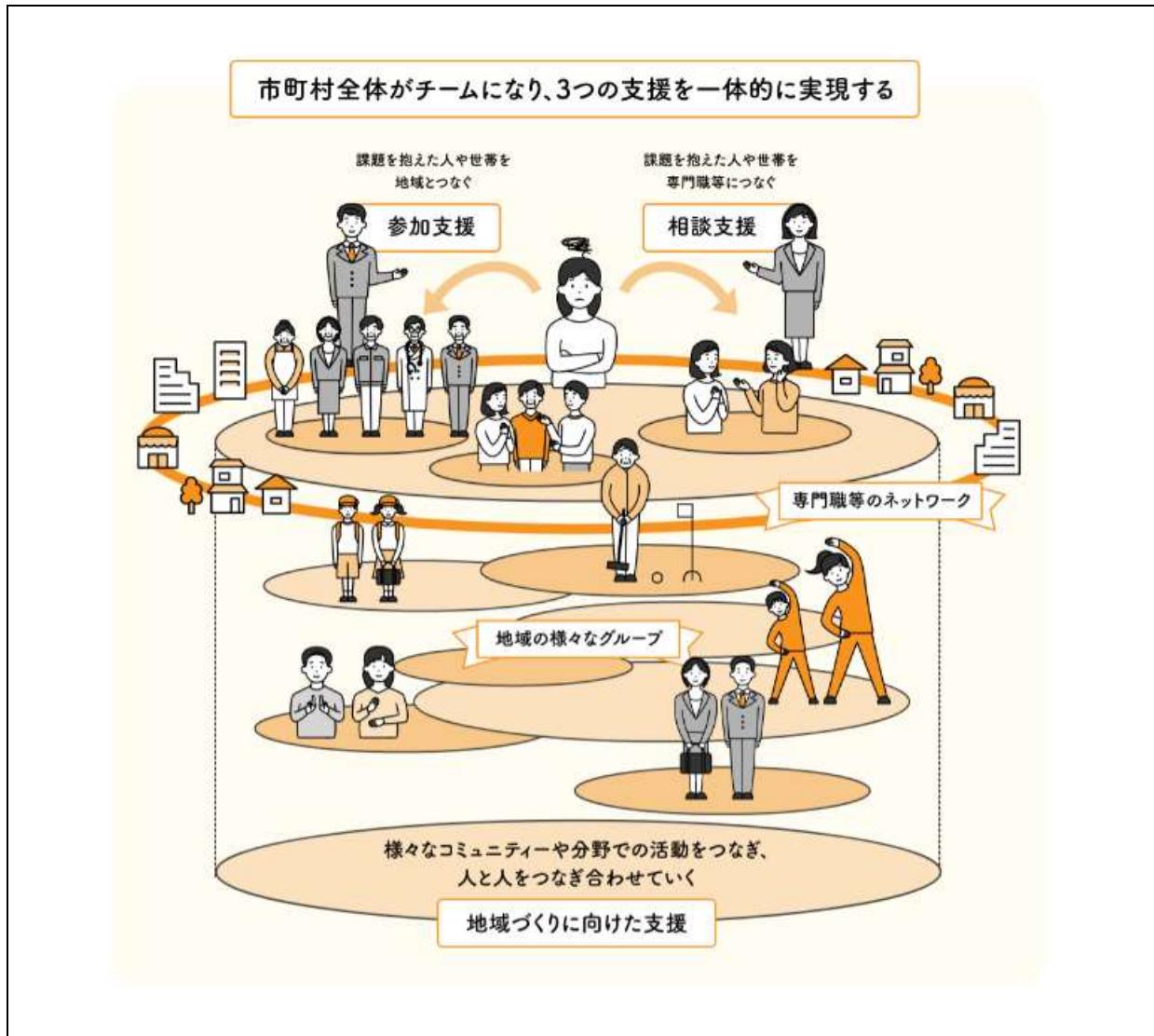
※令和3年施行の改正法により新設

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2から5まで 略

<重層的支援体制整備事業のイメージ>



【出典】地域共生のポータルサイト(厚生労働省)

(3) 包括的な支援体制の整備に係る県の責務の明文化

平成30年施行の改正社会福祉法により、包括的な支援体制の整備が、市町村の努力義務とされました。令和3年施行の改正社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制整備への支援が、都道府県の責務として新たに規定されました。

県では、これまで市町村の地域福祉推進の取組を支援してきたところですが、重層的支援体制整備事業の導入支援を含め、各市町村の実情に即した体制整備への支援を実施していくことが求められています。

■社会福祉法

※下線部は、令和3年施行の改正法による改正部分

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（4）「孤独・孤立対策推進法」の制定

新型コロナウイルスの感染拡大を機に顕在化した「孤独・孤立」の問題に対応するため、令和5年通常国会において、「孤独・孤立対策推進法」が制定されました（令和6年4月1日施行）。

同法では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指すため、県の役割として、関係機関の連携や協働、相談支援の推進、地域協議会の設置などが求められています。

■孤独・孤立対策推進法

（基本理念）

第2条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。
- 二 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようすることを旨とすること。
- 三 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

第3章 計画の基本理念と施策体系

I. 基本理念

誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり

地域福祉をとりまく状況が大きく変化し、支援を必要とする人の増加や、住民一人ひとりの抱える課題の複合化・複雑化が進む中、誰もがライフステージや抱えている課題の状況に応じて、必要なサービスや支援を受けながら、安心して暮らし続けることのできる地域づくりが必要となっています。

また、「地域共生社会」の実現のためには、単に「支える側」「支えられる側」という関係性だけでなく、地域住民の誰もが「生きがい」や役割をもって地域社会に参加することで、他者との「つながり」を形成していくことも重要です。

本計画では、「地域共生社会」、そして「清流の国ぎふ創生総合戦略」に定める「幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県」を目指し、地域福祉推進の基本理念として、「誰もが『生きがい』と『つながり』を感じ、安らかに暮らせる地域づくり」を掲げます。

この基本理念のもと、制度や分野の壁を超えて、一人ひとりが抱える生活課題や生きづらさに寄り添った包括的な支援を行う体制を構築し、誰もが必要なときに必要な支援を受け、安らかに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

また、一人ひとりが抱える課題を踏まえた住民間の相互理解を促進するとともに、地域の多様な主体が参加・協働できる環境を整備することで、誰もが役割や生きがいをもって活動に参加し、他者とつながることのできる地域社会の実現を目指します。

なお、本計画の理念は、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)とも関連するものであり、計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨も踏まえて取組を進めます。

(主に関連する SDGsのゴール)



2. 施策体系

基本理念の実現に向け、以下の6つの基本施策を掲げて取組を進めることとし、基本施策ごとに、合計21の施策項目を設定しています。

なお、基本施策・施策項目の内容は、社会福祉法及び国の策定ガイドラインで盛り込むべきとされた事項と整合するものとなっています。

計画に盛り込むべき事項 (社会福祉法第108条第1項各号)	基本施策・施策項目
1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1. 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備 (1) 各福祉分野における重点施策の推進 (2) 孤独・孤立対策の推進 (3) 生活困窮からの脱却支援 (4) 権利擁護の推進 (5) ケアラーへの支援 (6) 様々な課題を抱える方への横断的支援 3. 住民主体の地域づくりに向けた環境整備 (1) 地域における活動の担い手確保 (2) 支え合い活動の周知啓発・横展開 (3) 地域における活動への支援 4. 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進 (1) 公共的施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化 (2) ぎふ清流おもいやり駐車場制度等の推進 (3) 買い物や移動に課題を抱える方への支援
2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項	2. 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援 (1) 包括的な支援体制整備への支援 (2) 市町村の地域福祉推進の取組への助言・情報提供 (3) 市町村間のネットワークづくり
3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	5. 福祉人材の確保・育成 (1) 人材の確保・資質向上 (2) 離職の防止・定着支援 (3) 福祉教育・福祉の仕事の魅力発信 (4) 福祉現場の業務効率化
4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	6. 質の高い福祉サービスの提供促進 (1) 福祉サービスの質の確保・向上 (2) サービス情報の収集・公表

第4章 施策の展開

I. 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備

(1) 各福祉分野における重点施策の推進

【現状と課題】

- 我が国の福祉制度は、対象者の世代や属性によって、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの分野別に整備され、各分野において専門的な支援が提供されてきました。
- 地域における包括的な支援体制を整備していく前提として、各福祉分野における取組をさらに推進し、分野ごとに専門的な支援を提供していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 各福祉分野の個別計画に基づき、各分野における施策を着実に推進します。

【具体的な取組】

- 高齢福祉分野では、「岐阜県高齢者安心計画」に基づき、「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができ、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる岐阜県づくり」に向けた取組を進めます。
- 障がい福祉分野では、「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき、障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」に向けた取組を進めます。
- 子ども・子育て分野では、「岐阜県少子化対策基本計画」に基づき、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり」に向けた取組を進めます。

(2) 孤独・孤立対策の推進

【現状と課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を機に、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しており、今後も単身世帯の増加に伴って、孤独・孤立により心身に有害な影響を受ける方が増加していくと見込まれています。
- 孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化によって孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものであり、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであることから、あらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を取り入れ、当事者の立場に立った支援を実施していくことが重要です。

- 県では、孤独・孤立対策に取り組む多様な支援団体間の連携・協働により、孤独・孤立に悩む方等への支援を推進することを目的として、県、市町村、社会福祉協議会、支援団体などが加入する「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を令和5年2月に設置し、支援団体間の連携強化、分野横断的な情報共有、包括的な情報発信を進めています。

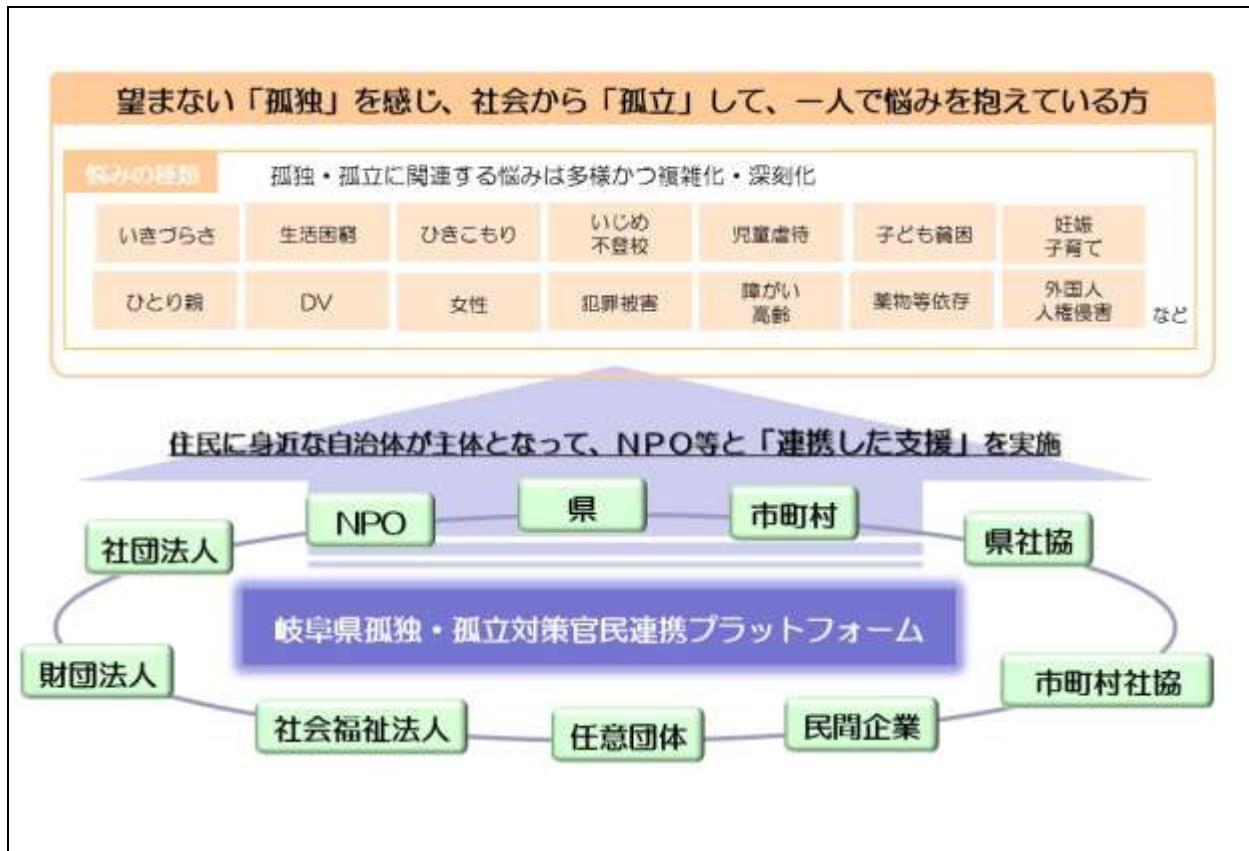
【施策の方向性】

- 様々な分野の支援団体等との連携により、孤独・孤立をはじめとする生きづらさを抱える方に対し、分野を横断した包括的な支援を行います。

【具体的な取組】

- プラットフォームを活用し、加入団体の活動内容等の情報を分野横断的に共有することで、支援団体間の連携強化を図ります。
- プラットフォームによる情報発信・周知啓発を通じて、孤独・孤立に悩む方が支援につながるよう、声を上げやすい社会や声をかけやすい社会づくりに取り組みます。
- 県内各圏域で、プラットフォーム加入団体等が参加する部会を開催し、加入団体等の連携・協働による支援を推進します。

<岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる支援のイメージ>



(3) 生活困窮からの脱却支援

【現状と課題】

- 経済的に困窮している方に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度に加え、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度により、重層的なセーフティネットを構築しています。
- 生活困窮者の尊厳を確保しつつ、困窮状態からの脱却と自立を促進するためには、就労準備支援事業や家計改善支援事業など、生活困窮者自立支援制度の各事業を活用し、本人の状況に応じたきめ細かい支援を包括的に実施することが重要です。

【施策の方向性】

- 生活困窮者自立支援制度における各事業の実施等により、生活困窮状態からの脱却を支援します。

【具体的な取組】

- 自立相談支援窓口において、生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、抱えている課題を分析した上で、本人のニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）の策定や関係機関との連絡調整を実施します。
- 離職などで住居を失った方や、失うおそれが高い方には、就職活動を行うことなどを条件に、住居確保給付金として一定期間家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居の確保を支援します。
- 長期間就労していない方などを対象に、一般就労への準備として、適切な生活習慣や基本的なコミュニケーション能力の形成、就労に向けた技法・知識の習得など、基礎能力の形成に向けた支援を行います。
- 企業開拓員の配置により、生活困窮者の就労体験や訓練を受け入れる協力企業を開拓し、関係機関への情報共有やマッチングを行うことで、就労支援の充実を図ります。
- 自立相談支援窓口に配置した家計改善支援員により、生活困窮者が家計の状況を理解し、自ら家計を管理できるよう支援を行います。
- 生活保護世帯の生徒のうち、進学・就職を控えた高校3年生に対し、大学進学・就職活動に向けた準備に要する費用として、定額給付金の支給を行います。
- 子ども食堂や子ども宅食を実施する市町村や、支援団体等による実施を支援する市町村に対し、費用の補助を行うとともに、生活困窮家庭やひとり親家庭の子ども等に対する学習支援を実施します。

(4) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方の財産や権利を保護するための仕組みとして、福祉サービスの利用援助等を行う「日常生活自立支援事業」、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が財産管理や身上監護を行う「成年後見制度」があります。
- 高齢化の進行に伴い、判断能力に不安を抱える方の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の促進に関する法律や国の基本計画に基づき、各市町村において、必要とする方が制度を利用できる体制を整備することが求められています。
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待については、各分野において防止のための体制を整備してきましたが、依然として虐待事案が後を絶ちません。虐待は重大な人権侵害であり、これを防止することが極めて重要であることから、発生予防や早期発見・早期対応のための取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ることで、判断能力に不安を抱える方の権利擁護を推進します。
- 虐待の発生防止に向けた啓発や研修を実施するとともに、関係機関と連携して虐待の早期発見・早期対応に努めます。

【具体的な取組】

- 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、県社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施に対して、補助を行います。
- 県社会福祉協議会が設置している「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」への補助を通じ、同センターが行う、成年後見制度の利用促進や後見等を担う人材の育成に向けた取組を支援します。
- 成年後見制度に係る現状や課題を共有し、関係機関との連携を図る会議を圏域ごとに開催するなど、市町村における成年後見制度利用促進のための体制整備を支援します。
- 高齢者を虐待から守り、安心して生活を送ることができるよう、「岐阜県高齢者権利擁護センター」において、虐待等の対応困難事例について、市町村等からの相談に応じるとともに、市町村職員向けの研修や専門職による市町村支援チームの派遣などを行います。
- 介護施設等の管理者、介護主任など、施設において指導的な立場にある者を対象として、高齢者虐待の防止に関する研修を実施し、虐待防止の取組を推進する人材を養成します。
- 障がい者に対する虐待を防止し、障がい者の権利利益を擁護するため、「岐阜県障害者権利擁護センター」において、養護者・施設従事者・使用者による虐待に係る通報又は届出の受理、障がい者及び養護者への支援に関する相談対応、関係機関との連絡調整などを行います。
- 市町村職員や障害福祉サービス事業所の管理者などを対象に、障がい者虐待の防止・

権利擁護に関する研修を実施し、虐待防止の取組を推進する人材を養成します。

- 児童虐待の発生予防・早期発見のため、24時間365日虐待に関する通報や相談を受け付けるための専用ダイヤルを運用し、迅速かつ的確な相談対応を行います。
- 県、岐阜市、県警が同居する「こどもサポート総合センター」において、関係機関と緊密に連携し、児童虐待事案等への対応を進めます。また、県総合医療センターに児童虐待専門コーディネーターを配置し、県内各地の医療機関に対する助言や研修を行う窓口を開設するなど、医療機関との連携強化を図ります。
- 市町村職員や児童福祉司を対象とする研修の開催等により、児童や保護者のケアを行う者の資質を向上させ、児童虐待に適切に対応するための体制を強化するとともに、啓発・広報活動を通じて、児童虐待に対する関心と理解の醸成に取り組みます。

(5) ケアラーへの支援

【現状と課題】

- 身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行うケアラーは、ケアを受ける人たちを支える上で重要な役割を果たしている一方で、18歳未満の「ヤングケアラー」をはじめとして、ケアに伴う大きな負担により、日常生活に困難を抱え、社会から孤立しているケアラーがいることが課題となっています。
- 令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護を必要とする方が増加することに伴い、「ケアラー」も増加すると見込まれる中、ケアラーが社会的に孤立せず、安心して自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ケアラー支援に関する広報・啓発や相談・交流のための環境整備を通じて、支援を必要とするケアラーが、早期に適切な支援につながる社会の実現を図ります。

【具体的な取組】

- ケアラーの実態を把握した上で、ケアラー支援のための施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 広報・啓発活動を通じて、ケアラーが支援を求める声を上げやすい環境づくりを進めるとともに、社会全体でケアラーを支える機運を醸成します。
- 市町村、関係機関及び支援団体との緊密な連携の下、ケアラーが相談しやすい環境及びケアラー同士が交流することのできる環境の整備に取り組みます。
- ケアラー支援に関する研修の開催等により、相談・助言や日常生活に関する支援など、ケアラーの支援を担う人材を育成します。

(6) 様々な課題を抱える方への横断的支援

【現状と課題】

- 居住や就労など、複数の分野にまたがる課題を抱える方や、各福祉分野では支援の対象とならない「制度の狭間の課題」を抱える方など、様々な課題や生きづらさを抱える方々が存在しています。
- こうした方々に必要な支援を届けるためには、個人や世帯の抱える課題やニーズに着目するとともに、関係機関の連携により、既存の分野を超えた支援を進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 福祉以外の分野とも連携し、様々な課題を抱える方のニーズに応じた分野横断的な支援を行います。

【具体的な取組】

(全庁的な体制の整備)

- 地域福祉推進に向けた関係課長連携会議の開催等により、福祉以外の分野も含めた情報共有を行い、地域課題の解決のための連携を図ります。
- 高齢者と障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」について、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿った適切な実施を推進します。

(就労に課題を抱える方への支援)

- 「ぎふ農福連携アクションプラン」に基づき、ノウフクマルシェの開催等による農福連携の理解促進・認知度向上に取り組むとともに、農業者と福祉事業所とのマッチングを推進するなど、農業分野における障がい者の就労拡大を図ります。
- 障がい者の一般就労を促進するため、「岐阜県障がい者総合就労支援センター」を中心に、相談から訓練、マッチング、職場定着までのトータルサポートを行います。
- 障がい者の就労等に対する支援として、「障害者就業・生活支援センター」に生活支援担当者を設置し、関係機関との連携を図りつつ、日常生活に関する助言を行います。
- 「岐阜県若者サポートステーション(ぎふサポ)」において、働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳から49歳までの方を対象に、キャリアコンサルティング、メンタルカウンセリングなどの多様な支援プログラムを実施します。
- ひとり親家庭のうち就労に困難を抱える方に対して、就業支援セミナーや個別相談、就業支援講習会を実施するとともに、支援制度についての広報・啓発を強化します。
- 長期間就労していない生活困窮者などを対象に、一般就労への準備として、適切な生活習慣や基本的なコミュニケーション能力の形成、就労に向けた技法・知識の習得など、基礎能力の形成に向けた支援を行います。【再掲】

- 企業開拓員の配置により、生活困窮者の就労体験や訓練を受け入れる協力企業を開拓し、関係機関への情報共有やマッチングを行うことで、支援の充実を図ります。【再掲】

(居住に課題を抱える方への支援)

- 「岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録や入居に向けたマッチングなどの支援等を実施することにより、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進します。

(自殺対策の推進)

- 「岐阜県自殺総合対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知など、いのちを支える自殺対策を推進します。

(ひきこもりに悩む方への支援)

- 「ひきこもり地域支援センター」において、相談支援や普及啓発を実施するなど、ひきこもりに悩む方やその家族に対し、関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。

(その他の生きづらさを抱える方への支援)

- 「岐阜県在住外国人相談センター」において、在住外国人からの福祉に関する相談を受け付け、適切な情報提供を実施するとともに、必要に応じて、関係機関へつなぎます。

- 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に基づき、配偶者からの暴力被害者や、困難な問題を抱える女性が安心してかつ自立して暮らせるよう関係機関及び民間団体の協働により、切れ目のない支援を行います。

- 「岐阜県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした者等が、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう、関係機関と連携して、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等に取り組みます。

2. 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援

(1) 包括的な支援体制整備への支援

【現状と課題】

- 複合化・複雑化した課題に対応するためには、全ての市町村において、包括的な支援体制を整備することが重要であり、社会福祉法において、市町村は包括的な支援体制を整備するよう努めるものとされています。
- そのため、令和3年施行の改正社会福祉法では、市町村における包括的支援体制整備のための手法の一つとして、重層的支援体制整備事業が新設されるとともに、市町村における体制整備への支援が県の責務とされたところです。
- また、近年、全国的に自然災害が頻発化、激甚化しており、大規模災害に備えて、災害発生時の福祉的支援の充実も必要となっています。

【施策の方向性】

- 重層的支援体制整備事業の導入促進も含め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援します。
- 市町村における災害時の要配慮者支援のための体制整備を後押しします。

【具体的な取組】

- 「相談支援コーディネーター養成研修」の開催により、分野横断的な知識と多機関連携の手法を身に付け、市町村において包括的な支援体制の中核を担う人材を養成します。
- 包括的支援体制の整備に向けた市町村意見交換会を開催し、県内外の先進市町村による体制整備の事例を共有することで、各市町村による地域の実情に応じた体制整備を推進します。
- 市町村に対し、重層的支援体制整備事業や同事業への移行準備事業の説明を行うとともに、事業実施を希望する市町村に対しては、事務手続に係る支援等を行うことで、事業の円滑な導入を後押しします。
- 「災害時要配慮者支援マニュアル」を示すことで、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の設置・運営に向けた取組を支援します。
- 「市町村防災アドバイザーチーム会議」や市町村防災担当者研修の開催等により、避難行動要支援者名簿の情報を基にした、地域の関係者の連携による災害時の避難支援体制の構築を後押しします。
- 県内の福祉団体等で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において、災害時の福祉的支援について議論を進めるとともに、被災した要配慮者が避難所等においても十分な福祉的ケアを受けられるよう支援活動を行う「岐阜県災害派遣福祉チーム(岐阜DWAT)」の充実・強化を進めます。

- 災害ボランティアコーディネーターの設置、市町村職員向けの災害時のボランティア受入研修の実施等を通じて、災害発生時の被災市町村による、円滑な災害ボランティアの受け入れを支援します。

(2) 市町村の地域福祉推進の取組への助言・情報提供

【現状と課題】

- 県内の全市町村が、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 各市町村が、地域の実情に応じた取組を効果的に実施するためには、県が広域的な見地から助言や情報提供を行うことが必要です。
- 地域福祉の推進に当たっては、市町村において、地域福祉推進の中核的団体である市町村社会福祉協議会と緊密に連携し、取組を進めることが重要です。

【施策の方向性】

- 各市町村の取組状況を把握の上、広域的な見地からの助言や情報提供を行うことで、各市町村における地域福祉推進の取組を支援します。

【具体的な取組】

- 定期的なヒアリングの実施により各市町村における取組状況を把握するとともに、県内外の市町村における取組事例の情報提供等を行うことで、各市町村の地域福祉推進を支援します。
- 県社会福祉協議会が行う、市町村社会福祉協議会の取組を支援する事業への補助を通じて、市町村社会福祉協議会の活動の活性化を図ります。

(3) 市町村間のネットワークづくり

【現状と課題】

- 地域福祉の推進については、各市町村において、地域福祉計画に基づき施策を実施することが基本ですが、単独の市町村では対応が難しい課題や、複数の市町村にまたがる課題が存在しています。
- これらの課題については、市町村同士が連携して取組を進めることが効果的であり、円滑な連携に向けた市町村間のネットワーク形成が重要です。

【施策の方向性】

- 複数市町村が情報共有、意見交換を行う場を設定することを通じて、市町村間のネットワークを形成し、複数市町村による連携した取組の実施を後押しします。

【具体的な取組】

- 圏域別地域福祉推進協議会の開催により、近隣の市町村間で情報共有や意見交換を行う場を提供し、市町村間のネットワークづくりを進めます。
- 県内各圏域で、プラットフォーム加入団体等が参加する部会を開催し、加入団体等の連携・協働による支援の実施を推進します。【再掲】

3. 住民主体の地域づくりに向けた環境整備

(1) 地域における活動の担い手確保

【現状と課題】

- 地域福祉の推進に当たっては、地域住民の誰もが役割をもって地域社会に参加し、他の住民とつながることが重要であり、住民が自ら他の住民からの相談に応じるなど、住民同士で支え合う活動を推進していくことが必要です。
- 一方で、高齢者の就業率の上昇などにより、地域における活動の担い手を確保することが難しくなっており、新たな担い手の確保・育成が課題となっています。

【施策の方向性】

- 各種担い手の養成研修、広報・啓発の実施などにより、地域における福祉活動の担い手の確保・育成に取り組みます。

【具体的な取組】

- 地域における身近な相談相手であり、福祉活動の中心的な担い手である民生委員・児童委員のなり手確保に取り組むとともに、研修会の開催等により、民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 県社会福祉協議会に設置された県ボランティアセンターへの補助を通じて、地域におけるボランティア活動の発展を図ります。
- 地域において、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成に取り組むとともに、認知症の方と「認知症サポーター」等とをつなぐ「チームオレンジ」の設置に向けた市町村の取組を支援します。
- 身体障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な援助を行う「身体障害者相談員」に対し、資質向上研修の開催等により、その活動を支援します。
- 知的障がい者やその保護者から、療育や日常生活に関する相談に応じ、必要な援助を行う「知的障害者相談員」に対し、資質向上研修の開催等により、その活動を支援します。
- 地域における子育て支援事業に携わる「子育て支援員」を養成するため、保育や子育て支援等の仕事に関心がある方等を対象として研修を実施します。
- さまざまな課題を抱える小中高生の子どもたちに寄り添い、学習支援を行う「学習支援ボランティア」を募集・登録し、学習支援教室とのマッチングを行います。

(2) 支え合い活動の周知啓発・横展開

【現状と課題】

- 身近な地域での支え合いの活動により、生活課題の予防や早期把握、早期解決を行うことが重要であり、県内各地域において、見守りネットワーク活動、ふれあいサロン活動、生活支援活動など、地域住民を主体とする支え合い活動の推進に取り組んできました。
- 社会環境が変化し、地域におけるつながりが希薄化する中で、住民の支え合い活動への参加を促し、継続的に活動を実施していくことが求められています。

【施策の方向性】

➤ 県民への周知啓発や市町村等への活動事例の横展開を通じて、地域における支え合い活動の活性化を図ります。

【具体的な取組】

- 地域での支え合い活動に関するシンポジウムの開催等を通じて、活動の意義や重要性について県民の理解を深め、各地域における活動への参加を促進します。
- 市町村や市町村社会福祉協議会、支え合い活動の実施団体等が参加するセミナーの開催等により、県内外における支え合い活動の優良事例を紹介し、県内各地域へ活動の横展開を図ります。

(3) 地域における活動への支援

【現状と課題】

- 地域におけるつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域における福祉活動が休止を余儀なくされ、活動団体が解散するなど、活動の基盤が弱体化しています。
- こうした状況の中、地域における活動の推進に向けた環境整備が一層重要となっており、活動を行う団体等への支援が必要とされています。

【施策の方向性】

➤ 財政的な支援をはじめ、地域での福祉活動を行う団体等への支援を行います。

【具体的な取組】

- 「岐阜県愛のともしび基金」などの財源を活用し、非営利団体による地域での福祉活動への補助を行うことで、地域での活動の立ち上げ等を支援します。
- 地域の課題解決に向けた取組を支援するため、自治会や地域の活動団体等の希望に応じて、各分野の専門家や県コミュニティ診断士等の派遣を行います。
- 地域コミュニティ活性化のための総合的支援拠点である「ぎふ地域の絆づくり支援センター」において、地域活動に関する情報提供や地域団体の活動支援等、地域の絆づくり

を総合的に推進します。

- 市町村が実施する地域子育て支援拠点の運営を支援するとともに、事業内容の充実を図るため、支援スタッフのスキルアップのための研修会や市町村間の情報交換会を開催します。
- 地域における人権啓発の拠点施設として、市町村が設置する「隣保館」の運営や施設の整備に対して補助を行います。
- 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子供会等の地域組織活動の育成・助長などの機能をもつ「児童館」を整備する市町村に対して補助を行います。
- 子ども食堂を実施する市町村や、支援団体等による実施を支援する市町村に対し、費用の補助を行います。【再掲】
- 「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において、NPOの組織基盤強化に必要な組織運営、経営・経理、資金調達、広報等の課題に対するセミナーを開催するとともに、行政や企業等との連携を促進する機会を提供します。
- 県内の自治組織の連合体である「岐阜県自治連絡協議会」に対し補助を行うことで、自治会活動の強化や住民の自治意識の高揚を図ります。
- 住民やNPO等の担い手による高齢者の生活支援のための仕組みづくりを行う「生活支援体制整備事業」において、支援調整などを行う「生活支援コーディネーター」に対し、研修会の開催等により、その活動を支援します。

4. 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進

(1) 公共的施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

【現状と課題】

- 「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がいの方を含む全ての県民が、自らの意思で自由に行動し、公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備に取り組んできました。
- 高齢化が進行する中、高齢者や障がい者が安心して生活できる環境整備が重要となっており、引き続き、安全・快適に利用できる公共的施設等の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 公共的施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。

【具体的な取組】

- バリアフリートイレの設置・改修など、県有施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を計画的に進めます。
- 高齢者、障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差・勾配等の改善や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を推進します。
- 岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する建築物等について、一定規模以上の新築・増築等をする場合に事前届出を義務付け、整備基準に適合しない場合等には必要な指導・助言を行います。

(2) ぎふ清流おもいやり駐車場制度等の推進

【現状と課題】

- 福祉のまちづくりを推進するため、障がいのある方や要介護者、妊娠婦など歩行が困難な方が利用できる「ぎふ清流おもいやり駐車場制度」などの取組を進めてきました。
- 全ての人が安全・快適に生活できる社会の実現のためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重し合うことが必要であり、施設を整備するのみならず、県民意識の醸成を図っていくことが重要です。

【施策の方向性】

- 「ぎふ清流おもいやり駐車場制度」のさらなる推進等を通じ、高齢者や障がい者等が快

適に生活できるまちづくりを、ソフト面からも推進します。

【具体的な取組】

- 「ぎふ清流おもいやり駐車場制度」のさらなる普及啓発により、障がい者等用の駐車場の適正な利用を図り、歩行に困難を抱える方が生活しやすいまちづくりを進めます。
- ヘルプマーク・ヘルプカード等についての普及啓発を行うことにより、外見からは分からぬ障がい等をもつ方が、周囲から必要な手助けを受けられる社会づくりを推進します。
- 広報物などにおける障がい者等への配慮として、誰にとっても見やすく読みやすいフォント（ユニバーサルデザインフォント）の使用を推進します。

(3) 買い物や移動に課題を抱える方への支援

【現状と課題】

- 高齢化の進行や食料品店の減少などにより、過疎地域を中心に、日常生活を送る上で欠かすことのできない「買い物」や「移動」に課題を抱える方が増加しています。
- これらの方々が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、食料品・日用品の買い物や通院等の移動への支援が必要となっています。

【施策の方向性】

- 宅配や移動販売、移動手段の提供など、県内各地域における買い物・移動支援の実施を推進します。

【具体的な取組】

- 買い物が困難な地域への移動販売を行うとともに、地域での見守り活動も実施する事業者に対し、運営費の一部を補助すること等を通じて、買い物に課題を抱える方の生活を支援します。
- 買い物や移動への支援に関する県内外の取組事例を提供することにより、各地域への活動の横展開を図ります。
- 障がい者や介助を要する高齢者が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通じ、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県所有の福祉バス「ながら号」の運行を行います。
- 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすいバスとするため、ノンステップバス等のバリアフリー車両を導入するバス事業者に対し、国とともに財政的な支援を行います。
- 交通不便地等の生活交通として必要な市町村自主運行バスの運行に伴う欠損額に対し補助し、市町村の財政的負担を軽減します。

5. 福祉人材の確保・育成

(I) 人材の確保・資質向上

【現状と課題】

- 介護・障がい福祉・保育など、各福祉分野でサービスの提供を担う専門人材については、これまでその確保に取り組んできたところですが、有効求人倍率が非常に高い一方で、求職者数は全国的に減少しており、依然として人材の不足が生じています。
- 福祉サービスに対する需要の増大や生産年齢人口の減少により、今後も深刻な人材不足が見込まれる中、福祉サービスの持続的な提供を確保するため、安定的な人材の確保が喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

- 「岐阜県福祉人材総合支援センター」を中心として、福祉分野への就職・転職を支援することにより、安定的な人材の確保に取り組みます。

【具体的な取組】

(人材の確保)

- 福祉人材の総合的な支援拠点である福祉人材総合支援センターにおいて、求職者への相談対応やマッチング支援を行うとともに、福祉の仕事就職フェアを開催するなど、福祉人材の確保に向けた取組を進めます。
- 保育士・保育所支援センターにおいて、求人・求職のマッチング支援や各種相談事業を実施するなど、潜在保育士の掘り起こしから就職支援・職場定着に至るまで、総合的に保育人材の確保に取り組みます。
- 介護福祉士養成施設への入学者や福祉系高校の在学者に対し、修学資金の貸付け(県内の介護事業所で一定期間勤務する場合には返還を免除)を行い、介護人材の確保を図ります。
- 離職した介護職員が再就職する際や、他業種で働いていた方が介護職に転職する際に必要となる費用について、準備金等の貸付け(県内の介護事業所で一定期間勤務する場合には返還を免除)を行うことにより、潜在介護人材の呼び戻しや新たな人材の参入を促進します。
- 保育士養成施設の学生に対し、修学資金の貸付け(県内保育所で一定期間勤務するなど、一定の条件を満たした場合には返還を免除)を行うことにより、県内保育所等への就職を促します。
- 潜在保育士が保育所等に就職するために要する転居費用等の貸付け(県内保育所で一定期間勤務するなど、一定の条件を満たした場合には返還を免除)を行うことにより、潜在保育士の呼び戻しを図ります。

- 県内保育所等での勤務を希望する保育士試験受験予定者を対象に、試験直前の対策講座をオンラインで開催し、保育士の確保につなげます。
- 介護事業所に対し、外国人介護人材の受け入れに関する基礎知識や受け入れ後の具体的な支援方法等の習得を支援するなど、受け入れに向けた職場環境の整備を推進します。
- 外国人介護人材の確保に向け、県内介護事業所への就労(特定技能1号)や介護福祉士養成施設への留学を希望する人材とのマッチング支援を行います。
- 介護福祉士を目指す外国人留学生を支援する介護事業者に対し、日本語学校の学費、居住費等を補助します。
- 外国人技能実習生及び特定技能外国人を受け入れる介護事業者が行う日本語学習についての経費を補助します。
- ケアパートナー(介護助手)等として介護の仕事に従事してもらうため、中高年齢者等を対象に入門的研修を実施するとともに、就業希望者と介護事業所とのマッチングを支援します。
- 保育士資格の取得を目指す者を、保育士の業務をサポートする保育補助者として雇用する保育所等に対し、雇用に必要な費用への補助を行います。
- 清掃や給食の配膳など、保育周辺業務を行う保育支援者を配置する保育所等に対し、必要な費用についての補助を行います。
- 児童養護施設等において、児童指導員等の負担軽減を図るため、業務をサポートする補助者を雇用するための費用の一部を補助します。

(資質の向上)

- 岐阜県介護研修センターにおいて、介護事業所職員のスキル向上のための専門研修を実施するとともに、人手不足などにより外部研修への職員派遣が困難な介護事業所に対し、スキルアップ等のための研修講師の派遣を行います。
- 障がい者に対する専門的支援の技術を有する人材を養成するため、各種研修を実施し、障がい福祉サービスに従事する職員の資質向上を図ります。
- 保育所等に勤務する保育士等を対象に、必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施し、保育サービスの質の向上を図ります。
- 児童養護施設等の職員の資質向上や児童に対するケアの充実を図るため、職員向けの研修を実施するとともに、施設外研修への参加に要する費用への助成を行います。

(2) 離職の防止・定着支援

【現状と課題】

- 福祉分野の人材確保に向けては、新たな人材の参入だけでなく、福祉の現場で働く職員の離職防止や定着のための取組を進めていくことも必要です。

- 介護分野では、離職者のうち約6割が就職後3年未満で離職しており、職場の人間関係の悩みや将来への不安などを理由とする早期の離職が課題となっていることから、若手職員の定着に向けた支援が特に重要となっています。

【施策の方向性】

- 福祉現場で働く職員のキャリアアップに向けた支援、職員同士の交流会の開催などにより、福祉人材の離職を防止し、定着を図ります。

【具体的な取組】

- 福祉施設で働く若手職員を対象に、合同研修・交流会を開催し、所属する事業所や職種を超えたネットワークづくりを行い、孤立を防ぐとともに、福祉に携わる職員としてのモチベーションを高め、人材の定着を図ります。
- 介護や福祉の現場で働く職員が、職場の人間関係や仕事の内容などについて、気軽に相談できる窓口の設置により、職員の離職防止を図ります。
- 職員の待遇改善を図るため、研修の開催や社会保険労務士等の派遣を通じて、サービス事業所による待遇改善加算の取得を支援します。
- 人材育成に積極的な介護事業者を県が認定する制度の運用を通じて、介護職員のキャリアアップを図るとともに、介護事業所における職場環境の整備を推進します。
- 介護職員の離職防止のため、介護事業所内保育施設の運営に要する経費について助成を行います。
- 保育所等に勤務している保育士資格を有していない者や幼稚園教諭免許状を有する者による、保育士資格取得を支援します。

(3) 福祉教育・福祉の仕事の魅力発信

【現状と課題】

- 福祉分野の仕事に対しては、賃金が低い、身体的負担が大きいといったネガティブなイメージが存在し、これが人材の確保を阻害する要因の一つとなっています。
- 福祉人材の確保に向けて、福祉の仕事が社会を支える魅力ある職業として社会的に認知されるよう、イメージアップを図っていくことが重要です。

【施策の方向性】

- 広報・啓発活動により福祉の仕事の魅力を発信し、イメージアップを図ることで、人材の確保につなげます。

【具体的な取組】

- 福祉施設職員、福祉系の大学に通う学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、イメージアップに向けた企画立案を行うとともに、福祉現場の課題を洗い出し、その対応策を検討します。
- 福祉分野の仕事に関するポータルサイトを運営し、福祉の仕事の魅力ややりがい、イベントの開催や各種支援制度について、一元的な情報発信を行います。
- 県内の中高生等に対し、福祉施設で働く介護福祉士等が学校を訪問し、福祉の仕事の内容や魅力、資格の取得方法等について理解を深める機会を提供します。
- 県内の全ての小学生、中高生等を対象にした「福祉のおしごと新聞」を発行し、福祉の仕事の魅力ややりがいを伝え、将来、福祉の分野で活躍する人材の育成を図ります。
- 小中学生とその保護者などを対象にした職場体験バスツアーや、中学生以上の幅広い年齢層を対象にした職場体験を実施し、介護の仕事をよく知ってもらうことで、イメージアップを図るとともに介護の仕事への参入を促進します。
- 主に小中学生とその保護者を対象として、体験イベントの開催やガイドブックの配布を行うことで、介護の仕事に関する正確な理解を広めるとともに、介護の仕事のやりがいや魅力を伝え、介護の仕事のイメージアップを図ります。
- 中高生とその保護者、保育の仕事に興味を持つ方など対象に、「保育士になるための進学・就職総合フェア」を開催し、保育の魅力を発信します。
- 県内の各高校において、地域と連携しつつ、福祉を含めた地域社会の課題を発見し、解決を目指す探究的な学習を実施します。

(4) 福祉現場の業務効率化

【現状と課題】

- 福祉人材の不足が見込まれる中、将来にわたって福祉サービスの内容を維持・向上していくためには、専門人材の確保に加え、福祉施設等における業務を効率化することで、業務量の削減や業務負担の軽減を図る必要があります。
- 施設等における業務の効率化に向けては、介護ロボットやICT機器など、デジタル技術を活用することが効果的です。

【施策の方向性】

- 施設における介護ロボット・ICT機器の導入を支援することにより、業務の効率化を促進します。

【具体的な取組】

- 介護職員の身体的・精神的負担軽減や介護サービスの質の向上などを目的として、介護事業所による介護ロボットの導入や見守り機器導入に伴う通信環境の整備に対し、補助

を行います。

- 介護事業所における記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫に行うことのできる介護ソフトの導入など、ICT機器の導入に係る経費への補助を行います。
- 障害福祉サービス事業所等における介護負担の軽減、労働環境の改善等のため、介護ロボットの導入費用について補助を行います。
- 障害福祉サービス事業所等によるICT機器の導入を支援するため、導入費用への補助を行うとともに、活用事例を紹介する研修会を実施します。
- 児童養護施設等の職員の業務負担軽減のため、記録管理システムなどのICT機器を導入する経費に対し、補助を行います。

6. 質の高い福祉サービスの提供促進

(I) 福祉サービスの質の確保・向上

【現状と課題】

- 社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされており、サービスの質の向上に取り組むことが求められています。
- 福祉サービスの質の向上を図るためにには、サービス提供事業者が、公正・中立な第三者機関によるサービスの質の評価（以下「福祉サービス第三者評価」という。）を受け、その結果を踏まえて、提供するサービスの質の向上に取り組むことが重要です。

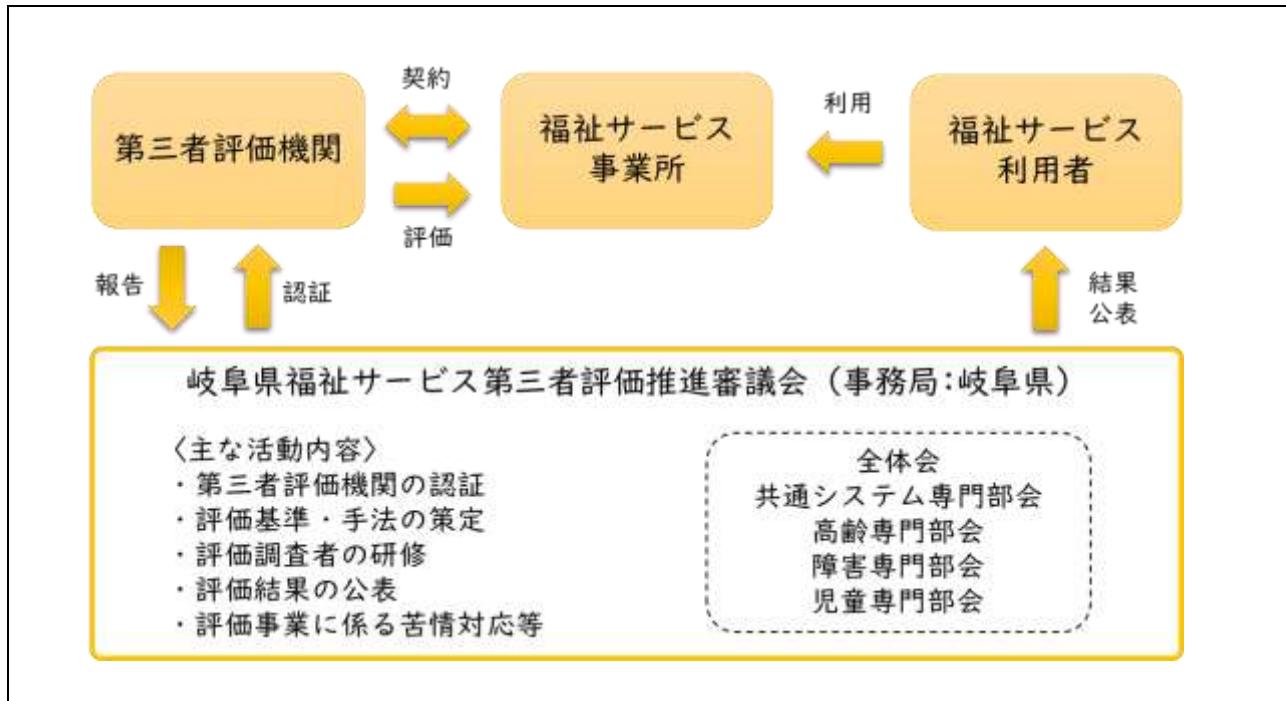
【施策の方向性】

- 福祉サービス第三者評価の受審を通じて、サービス提供事業者が自らサービスの質の向上を図るよう促します。

【具体的な取組】

- 社会福祉法人に対する指導監査、福祉施設への運営指導により、施設の適正かつ安定的な運営を確保し、もって利用者の福祉の増進を図ります。
- 福祉サービス第三者評価事業に従事する評価調査者の養成や、第三者評価制度の周知啓発などを通じて、サービス提供事業者による第三者評価の受審を促進します。
- 県社会福祉協議会が実施する、施設等の運営に関する相談事業、施設職員に対する研修事業への補助を通じて、施設運営に関し、専門家による助言・援助を行う体制を整備します。
- 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談・助言、調査、あっせん等を行う「運営適正化委員会」について、その設置・運営を行う県社会福祉協議会への補助を行い、苦情解決体制の整備を図ります。

<福祉サービス第三者評価の仕組み>



(2) サービス情報の収集・公表

【現状と課題】

- 福祉サービスは、他のサービスと同様に利用者の選択によって利用されるものであり、利用者は自らのニーズに応じて、適切なサービスを選択する必要があります。
- 利用者が適切なサービスや支援を選択するためには、その判断材料として、サービスの内容等に関する情報をいつでも気軽に入手できることが重要です。

【施策の方向性】

- 利用者が個々のニーズに応じて適切なサービス等を選択できるよう、福祉サービスや支援制度の情報を収集し、公表します。

【具体的な取組】

- 介護サービス事業者から、提供するサービスの内容などの情報を収集し、「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、利用者が介護サービスや事業所・施設を適切に選択するための情報を提供します。
- 障がい福祉サービス事業者から、提供するサービスの内容などの情報を収集し、「障害福祉サービス等情報公表システム」上で公表することにより、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択するための情報を提供します。
- ぎふ子育てポータルの専用サイト「ぎふ子育て応援団」において、県内の子育て支援に関する情報や子育て家庭で役立つ情報をワンストップで提供します。

- 福祉サービス第三者評価における評価結果について、受審事業者の同意を得て県HP上で公表することにより、事業者の取組状況を明らかにし、利用者のサービス選択に資する情報を提供します。

第5章 計画の推進

I. 多様な主体との連携

地域福祉の推進のためには、県や市町村といった行政のみならず、地域住民や社会福祉法人などのサービス提供者、NPO 法人などの活動団体、民間企業など、地域社会を構成する全ての主体がそれぞれの役割に応じて、参画することが重要です。

県においては、地域福祉の推進に取り組む市町村への支援を行うとともに、計画の基本理念や施策について地域住民をはじめとする地域の多様な主体に周知を図り、「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」等も活用しながら、各主体と連携して取組を進めていきます。

2. 取組を進める圏域の考え方

本計画に掲げる施策については、市町村の区域を単位として取組を進めることを基本としますが、住民主体の地域福祉活動の推進など、より身近な区域での取組が重要なものについては、小学校区、自治会区域といった市町村の区域の一部を単位として施策を推進します。

また、単独の市町村では対応が難しい課題や複数の市町村にまたがる課題については、県内の5つの圏域（岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨）を単位として、課題の解決に向けた取組を進めることとします。

3. 計画の評価・検証、見直し

本計画の推進に当たっては、次のとおり成果指標を設定し、学識経験者や関係団体・地域住民の代表者で構成する「岐阜県地域福祉推進協議会」において、指標の達成状況を基に、計画の進捗状況を定期的に評価・検証し、着実な推進を図ります。

また、一体的に策定する各福祉分野の個別計画の改定状況や、地域福祉をとりまく状況の変化を踏まえ、3年をめどに計画の内容を見直すこととします。

«第5期岐阜県地域福祉支援計画における成果指標»

指 標	第5期計画策定時 (令和5年11月時点)	第5期計画目標
① 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの加入団体による連携支援事業が展開されている市町村の数(※1)	—	42市町村 (令和11年度)
② 重層的支援体制整備事業(※2)の実施市町村数	2市町村	21市町村 (令和11年度)
③ 全世代型のふれあいサロン活動(※3)の実施数	563	800 (令和11年度)
④ ぎふ清流おもいやり駐車場制度に登録された駐車場の台数	4,283台	7,000台 (令和11年度)
⑤ 岐阜県福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	579人 (令和元～令和5年度)	1,200人 (令和6～11年度)
⑥ 福祉サービス第三者評価の受審数	167件 (平成30～令和4年度)	240件 (令和6～11年度)

(※1) プラットフォームの加入団体(県、市町村、市町村社協、支援団体など)同士が相互に連携・協働して新たに実施する、孤独・孤立に悩む方等への支援が提供されている区域の数(市町村単位で計上)

(※2) 地域住民の抱える複雑化・複合化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村において、「断らない相談支援」、「社会参加への支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。社会福祉法第106条の4の規定により、市町村が行うことができるとされている。

(※3) 地域の「仲間づくり」「交流の場づくり」を目的として、参加者とボランティアにより企画・運営される、地域住民が気軽に集える居場所づくりの活動のうち、参加者の世代や属性を限定しないもの

参考資料

I. 第4期計画における数値目標の進捗状況

第4期岐阜県地域福祉支援計画では、基本理念である「誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、9つの項目の数値目標を掲げ、取組を進めてきました。

項目	H30年度末 (第4期計画策定時)	R5.11時点 (実績)	R5年度末 (第4期計画目標)
① 県支援制度を活用した買物弱者支援事業の実施市町村数	—	4市町村 (19.0%)	21市町村
② ぎふ清流おもいやり駐車場制度に登録された駐車場の台数	—	4,283台 (61.1%)	7,000台
③ 包括的な相談窓口を設置している市町村数	—	32市町村 (76.0%)	42市町村
④ 包括的な支援体制におけるコーディネーター養成研修の受講者数	—	182人 (100%)	100人
⑤ 生活困窮者自立支援制度において努力義務とされた家計改善支援事業及び就労準備支援事業の実施市町村数	25市町村	42市町村 (100%)	42市町村
⑥ 成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数	—	39市町村 (92.9%)	42市町村
⑦ 県支援制度を活用して整備した拠点数	128箇所	141箇所 (70.5%)	200箇所
⑧ 「地域での支え合い活動」を知っていると回答した人の率	67.7% (県政モニター アンケート結果)	62.1% (R5県政モニター アンケート結果)	100%
⑨ 福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	—	579人 (57.9%)	1,000人

※①、⑦の県支援制度とは、「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金」を指します。

なお、①については、第4期計画策定後（令和2年度）に創設した「移動販売事業運営費補助金」の交付を受けた事業者が、31市町村（令和2～5年度）において買物弱者に対する移動販売を実施しており、これを含めた場合の達成率は100%となります。

※③の包括的な相談窓口とは、ワンストップ型の相談窓口の設置に加え、複数の窓口の連携によって、相談者の世代や属性にかかわらず相談を受け止める「断らない相談支援」の体制が整備されているものを指します。

※⑦の拠点とは、ふれあいサロン活動等地域の住民による支え合い活動を行うための拠点を指します。

2. 地域での支え合いに関する県政モニターアンケート結果

県政モニター818人を対象に実施した地域福祉に関するアンケート結果です。

【調査対象等】

調査対象:県政モニター818人(郵送モニター282人、インターネットモニター536人)

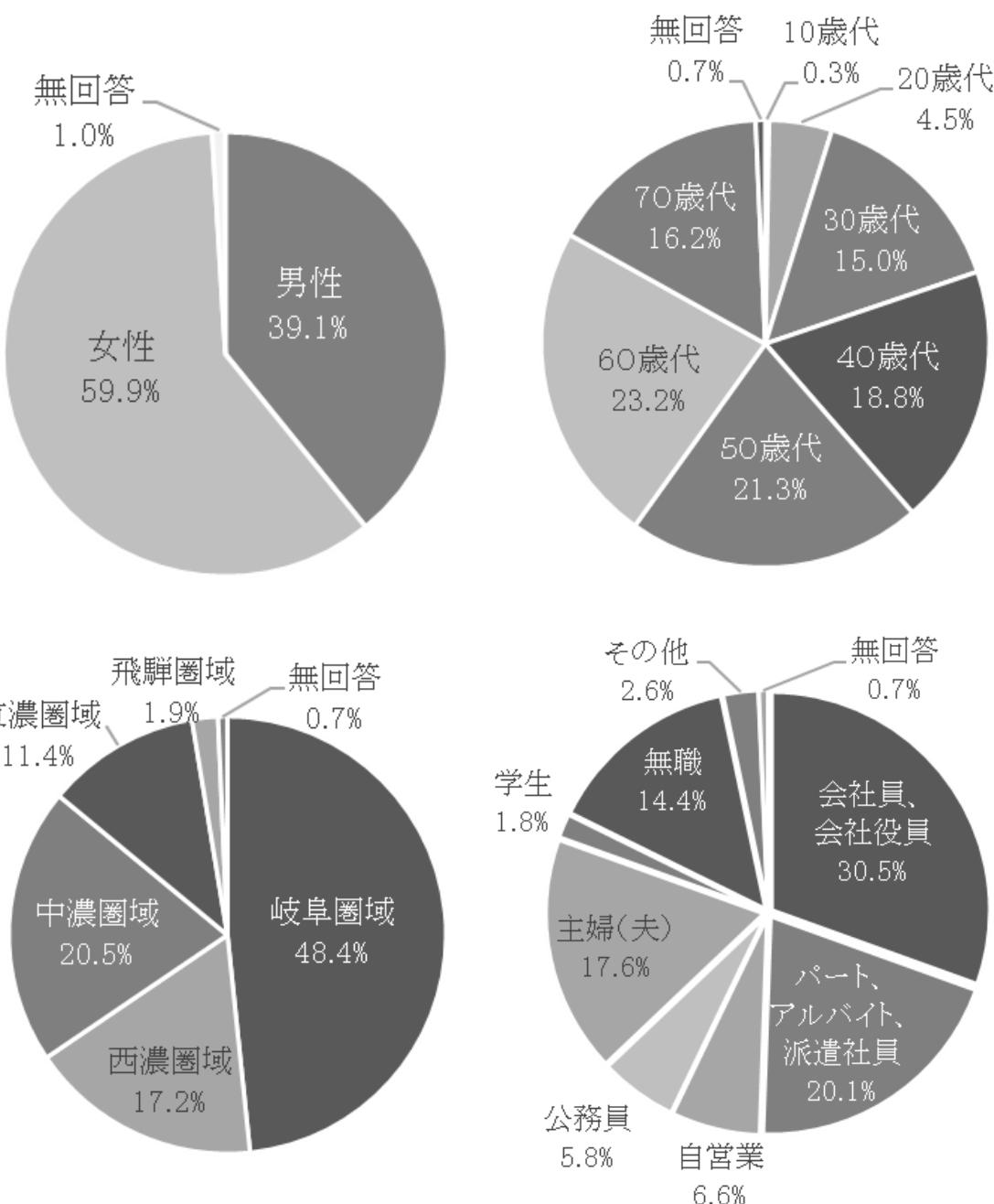
調査方法:郵送及びインターネット

調査期間:令和5年8月4日から8月25日

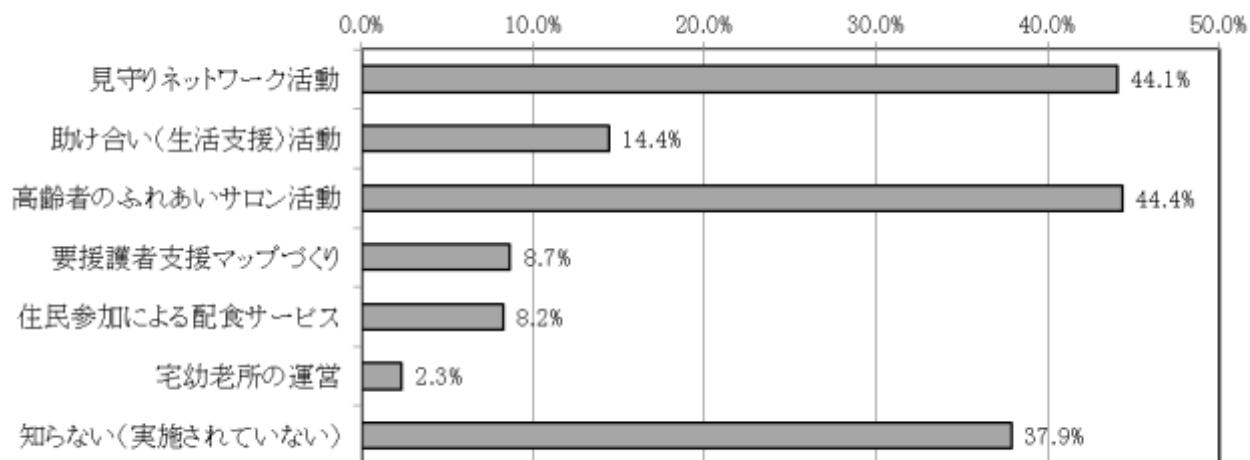
回収結果:728人(回収率89.0%)

※構成比はパーセントで表し、小数点以下第二位を四捨五入して算出しています。

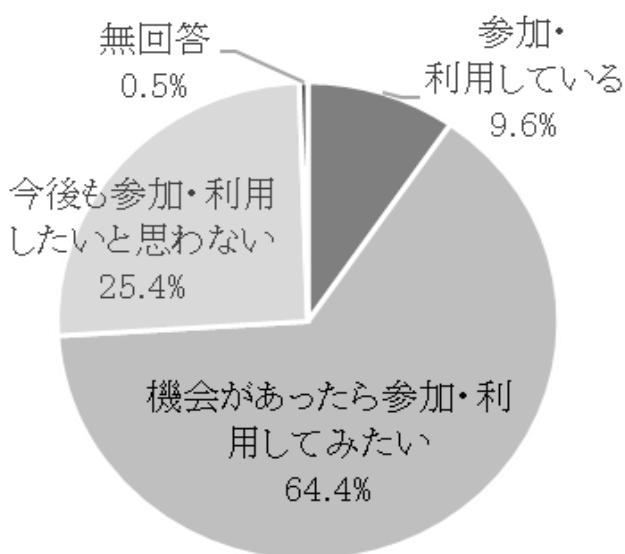
そのため、合計が100%にならない場合があります。



問1 あなたのお住まいの地域(自治会や小学校区等)では、どのような地域支え合い活動が実施されていますか。(複数回答・回答者728人)

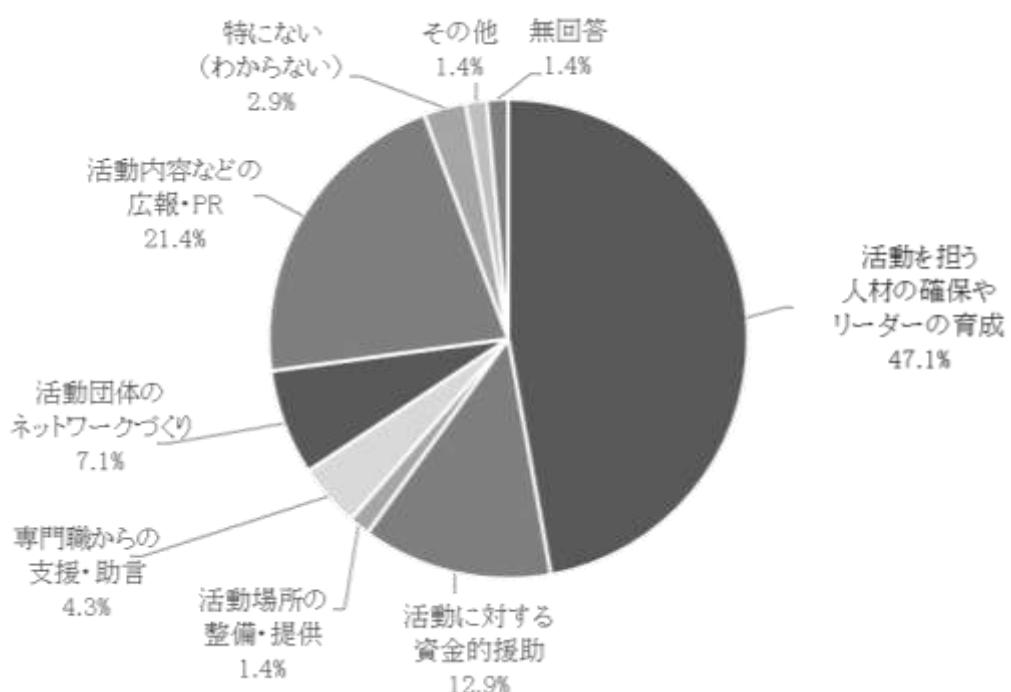


問2 あなたは、問1で示した地域支え合い活動に参加または利用していますか。(回答者728人)



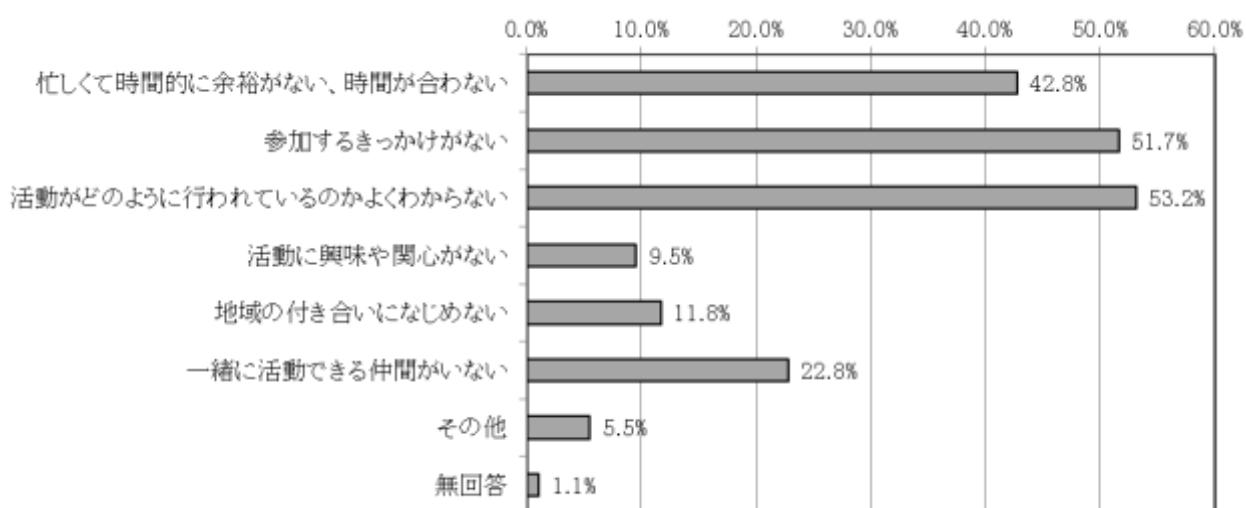
問3（問2で「積極的に参加している」「少し参加している」と答えた方）

あなたが、現在参加している地域支え合い活動が継続的に実施されていくためには何が必要だと思いますか。（回答者70人）



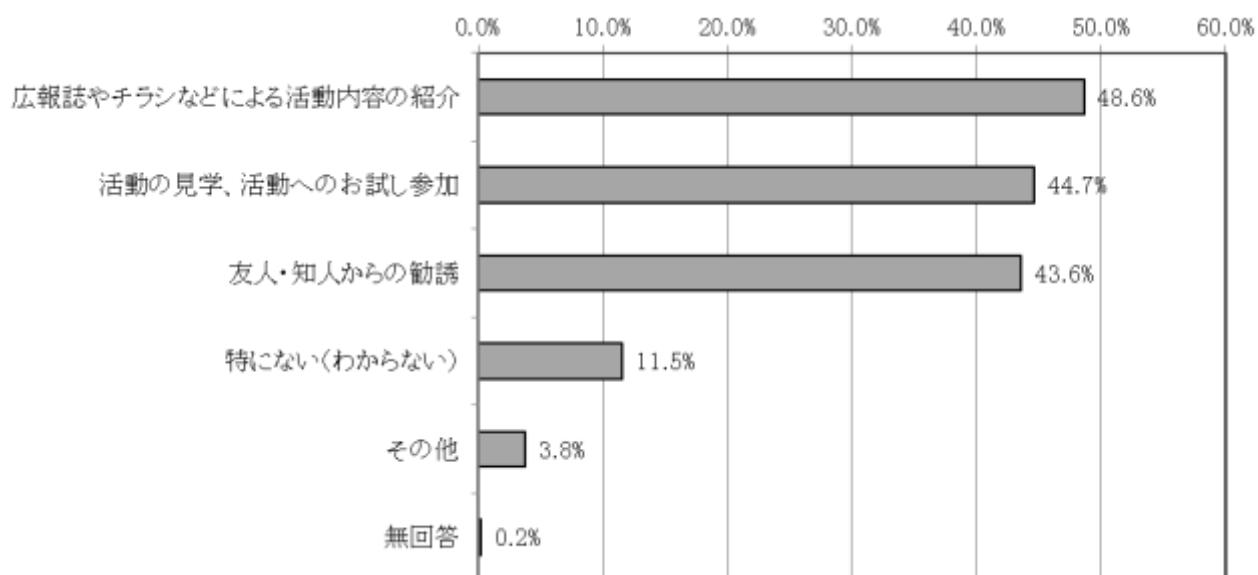
問4（問2で「機会があったら参加してみたい」「参加していない、参加したいと思わない」と答えた方）

あなたが、現在、地域支え合い活動に参加していない理由は何ですか。（複数回答・回答者654人）



問5（問4で「参加するきっかけがない」「活動がどのように行われているのかよくわからぬい」と答えた方

あなたは、どのようなきっかけがあれば、地域支え合い活動に参加しようと思いますか。
(複数回答・回答者477人)



問6 生活する上での悩みごとや心配ごとがあった場合に、あなたが相談できる相手は誰ですか。（複数回答・回答者728人）

